

## 第 3 回

# 経営の法人化で拓く構造改革に係る 有識者懇談会 (アドバイザーグループ)

## 議事録

### 農林水産省 経営局

#### 第3回「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」議事録

日 時：平成14年9月2日(月) 13:30～17:00  
場 所：農林水産省第二特別会議室

岸座長 それでは、予定の時刻がまいりましたので、これから、「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」の第3回の会を始めたいと思います。本日は能見委員が所用のためご欠席でございます。それでは初めに今日の配付の資料、それから会のすすめ方につきまして佐藤構造改善課長からご説明をお願いしたいと思います。

<佐藤構造改善課長説明>

岸座長 それではまず5ページになりますけれども、本日は農業生産法人制度のあり方についてのところから、ご議論頂きます。

榎澤委員 この前の議論の時にもお話ししたんですけども、議論の出発点には、

地域の農業者の方々から、共同経営の一環として株式会社形態をとれないか、という要請があったと聞いています。

したがって、議論の出発点としては、地域の農業者の共同経営ということが前提にあって、共同という社会的な実態に株式会社という法制度が適格的かどうか、そういう観点から、これまで議論がなされてきたと理解しています。92年の新政策では、株式会社一般に農地取得を認めることは投機及び資産保有目的での農地取得を行うおそれがあることから適当ではないと結論づけられ、98年の食料・農業・農村基本問題調査会答申答申においては、土地利用型農業の経営形態としての株式会社一般に農地取得を認めることは合意は得がたいとされました。これを受けた同年の農政改革大綱においては、地域に根ざした農業者の共同体である農業生産法人の一形態としての株式会社という理論のすじで、これに農地取得を認めるという結論に至っています。

こういう前提にありながら、株式会社一般が農業生産法人になれるかどうかという形で議論をもし今回するのであれば、今までの議論の整理というものが台無しになってしまうのではないかとすることをまず申し述べます。

田代委員 98年の、地域に根ざした農業者の共同体である農業生産法人の一形態としての株式会社形態を認めるという結論を踏まえ、2000年の農地法の改正の前段の農業生産法人制度の検討会では、農業者の共同体での農業生産法人という枠の中での規制をギリギリのところまで緩和したということであった。今回、もし農業生産法人制度について更に見直しあるいは規制緩和するとすれば、まさにそれは農地耕作者主義に基づく農業生産法人、あるいはこの農業者の共同体である農業生産法人という枠を超えることになるのではないかと思います。こういうことになってくると、これはかなり大きな議論で、前回の新基本法なり、農業生産法人制度検討会のとき以上の体制で、根本から見直す必要があるんじゃないかとそういう主旨でございます。ただ、だからといってこの場でもって全然議論しないということではなくて、個々の論点についてはまた発言する用意がございますけれども。

本間委員 お2方、現在のその耕作者主義に基づいた農地制度のあり方ということから出発しているんだと思いますね。ただ、状況といいますか、農業を取り巻く環境の変化に視点を置く必要もあるのかなと思います。あまり大きな話はする気はないんですが、例えば対外的にはWTOで農業交渉が進展していて、来年の3月には枠組みの決定まで行く。枠組みの決定というのは、具体的には数値の書き込みが行われるという状況になる。ウルグアイラウンドの枠組みというのは、長期的な改革過程ということを目指しているわけで、簡単にいえば米を含めた関税の引き下げ交渉がこれから激化してくる。そういう中で日本農業、特に土地利用型農業をどうするのかと、そういう視点で考える時期に来ていると思うんですね。そういう意味では継続性といいますか、議論の延長として考えていくことも大事なんだけど、そうした根本的な変革というものを考える場合に、農地法における耕作者主義、それを根本的に考え直すということで、当然農業生産法人のあり方についてのある意味で180度これまでとは違う展開も有り得るのではないだろうかと思えます。どうも一番始めに耕作者主義という非常に大きな話をして、この段階において農業生産法人のあり方ということで、これまでの延長といいますか今まである制度をどう手直ししていくのかという話に私に言わせれば矮小化していくような印象を非常に受けるわけで、この間にどういう風に議論をすすめて会議の結論を得ていくのかと私自身ちょっと考え倦ねているところです。

岸座長 これは最後に提案をしたいと思っているんですけども、二つちょっと次元が違う話ですね、ごちゃごちゃに議論してもしょうがないんで、この次の段階では委員の方で議論を少し整理して頂いて、別々にまとめをやってもらいたい、最後に提案しようと思っているんですが、一応そういうようなことがあるということ、この場合は自由にご議論して頂くということで、進めていってよろしいですか。最後に提案しようと思っていたわけなんですけれども。神門さんこのようなことについてどうですか。

神門委員 この間から言っていることとの繰り返しになりますけれども、議論のすすめ方が従来の所有規制ですね、これを農水省としては多分緩和したいんだと思うんですけど、緩和しようかとそういうふうな話になっていると思うんですね。また前の話に戻るのかという、響めっ面されるかもしれないけれども、これまでどおり所有者規制のまんまで行くのかどうかということをはっきりさせないことには、実は今日先生がいわれたところに議論が終わっちゃう危険性もあると思うんですよ。ちなみに韓国なんかの例だと、所有規制から利用規制へというふうなそういっ

たものとセットの形で農業法人の導入というようなこともやってきているわけであって、そういう方向での議論というのはできないもんですかね。

岸座長 原田さんいかがですか。

原田委員 今のことに特にということではないんですが、先ほど岸座長がおっしゃったことを確認させて頂きたい。要するに一方では、前回までやったような耕作者主義をどうするのか、その中で所有から利用への転換ということをどう考えるか、これはどのような枠組みのレベルで言っているのかわからないところがありますけれども、そういうところも含めて原理原則に関わることがらをきちっと議論して、それなりの論点を出すという話が一つの柱としてあります。他方、先ほどの座長のお話ですと、そこからちょっと横へ降りたところで、もう一つ柱がある。つまり、本間さんがおっしゃったようなこの1~2年での、あるいはこれから先も含めれば3~4年の間でも、非常に急速な変化がある。その下で、原理原則の問題を直ちに処理できないとしても、可能な制度改正、よりよい方向に向かうものとして何かがあるかという議論を、もちろん意見は違ってもいいけれども議論してみよう。この二つを分けてやろうというご提案だったと理解してよろしいわけですか。(座長頷き)そうですか。おそらくそうでないと、とくに後者の方の議論はなかなか進まないだろうというふうに私も思っております。というのは、これは確か第一回目で本間さんがおっしゃったかもしれませんが、そもそも耕作者主義はいらないと。とすれば農業生産法人という制度もいらないとすればその法人制度の具体的な改革を議論する余地はないので、無意味な議論になります。こういうスタンスも有り得るといっておっしゃったわけですね。今の神門さんのお話しでも原理原則をはっきりさせなければそこから先へ進めないということになってしまいうんですが、おそらくここで議論して欲しいというふうに提案された議題は、今座長がまとめられた形なのかなと、私も思います。ですから皆さんもご同意されるのであれば、そういうふうに二つの問題を分けて考える。前者でも議論の対立があるけれども、しかしそれを横においた上で後者の方で可能なところを、今、本間さんがおっしゃったような、これからの変化、現在までの変化を考えながら議論していく。これはこれで意義があることであろうと思います。

それともう一点は、先ほど糊澤委員、田代委員がおっしゃったところなんだと思うんですね。つまり従来の議論の経緯をどのように我々は踏まえつつ、それをどの程度までの制約要件として考えるのか。つまり制度改正を具体的に考えるとした場合でも、その幅は抽象的には非常に広いわけですね。極端にいえばもう制度を無くしちゃおうというところから、そうでないところまであるわけですが、これまでの10年間、特に最後の基本問題調査会が始まってから以降にはいろんな議論がすでに詰められてきたわけですし、その辺をどの程度意識しながら議論する必要があるのかなのか。その問題ももう一点最後にあるのかなと思いました。

岸座長 前段の問題で申しますと、兎に角このご議論の中でも原理原則の問題と、さしあたっての問題、一緒にやるのは難しいから、原理原則については別途議論する場を作ってはどうかというようなご意見もありました。そういうことを踏まえながら、一つ整理をまずやってみようかという提案を今しようかと思っていたところです。実際に法人等から差し迫った問題が出ているわけですね。それをほっといて「俺たちは原理原則だ。」とはなかなか言いにくいんじゃないかなろうかという気持ちになるんですけど、神門さんどうですか。

神門委員 先ほどから、これまでの議論の積み重ねもあるという風な話でしたけれど、新政策の時に擦った揉んだの末で法人化の可能性をようやく農水省が出して、これは画期的だと大騒ぎした時ですね、転用期待、投機的な土地所有を持つことに対して一定の歯止めを設けられるのならばというふうな、そういう注釈付きで法人化も有益であるよというような方向を出してきたはずなんですよ。でそれからもう約10年くらいは経っているんですけども、私の理解するに、そういう歯止めをしっかりとさせようというふうな方向へと動くというのは殆ど無かったように思うんです。だから、仮に過去の議論を踏まえて当面のところを何とかしようという議論をするにしてもですね、利用規制の問題というのがやはり出てくるし、今回も色んな資料を配られるんだけど、どの資料を見ても投機的な土地保有に対してどうするのかということについては何も議論、材料も出てきてないわけですね。これで本当に、じゃあ当面どの程度緩和するかというふうな議論ができるんだろうかというふうに思います。

岸座長 ほかの方、いかがですか。はい生源寺さんどうぞ。

生源寺委員 少し前回の会議から時間が経過しているものですから、思い出だし考えていたんですけども、一つはですね、今、神門さんがかなりさかのぼって

議論の経緯について言及された訳なんですけれども、基本問題調査会からの議論についてはですね、かなり論点としてオープンになっている部分があるんだろうと思います。それで、どちらが賛成ということではなしに申し上げますと、もう皆さんご承知のことかと思えますけれども、基本問題調査会では、株式会社一般については、確か答申の原案では「適当ではない」ということだったと思います。そこは合意が得られないという形の整理にまず終わっているというふうに思います。従ってここは完全に否決という結論を出した訳ではないんだろうと思います。ただ合意が得られないということですから、そこから先には進んでいない。それから言葉を正確に覚えておりませんが、地域の農業者なり地域に根ざしたという言葉が使用されたのは農政改革大綱の段階だったと記憶しております。これは当然のことながら与党とのやりとりなり、いろんな経緯の中でそういう文言が加えられた。このこと自体、この言葉の持っている意味について、かなり議論があるということを示しているんだろうと思います。そういう方向が決まって、その上で前回の法人の検討会という流れになっているんだろうと思います。ですから、ずっとたぐり寄せて参りますと、やはり合意が得られないですとか、ペンディングというか、ペンディングはちょっと強すぎるかもしれませんが、議論を全部封殺したのではないというその残し方はあるんだろうと思います。それが一点です。経過について私の記憶しているところなんですけれども。

もう一つ、進め方につきまして、座長のご提案で基本的にいいんではないかというふうに思っております。それで、いろんな要件緩和については、それなりに理由があってそういう話が出てきているということだと思いますので、これは検討するよということについてそのことについては特に否定するというものではないかと。

ただそれにしても、これも前回に申し上げましたけれども、やはり原則は何だろうかということをはっきりした上で考えるというのが筋だろうと思うわけです。しかも、原則が今のままでいいかどうか。この二つの考え方があると思います。今の原則はこうだなと。その範囲で何ができるんだねと。それから原則そのものについて見直して、その上でどうかと。

さしあたりは前の方で考えるべきことかも知れません。ただ、委員の皆さんの中にはもう少しあとの方に原則そのものを見直しながら、という積極的な議論もあるのかもしれない。

それから、法人制度そのものについては株式会社形態であるか有限会社であるかということもさることながら、これは前回多少耕作者主義との関係で申し上げたと思うんですけれども、現在の農業生産法人制度が、結局、第一種兼業という表現をしたかと思うんですけれども、要は事業でいえば半分以上とか、構成員、それから役員、これは何分の1以上、何分の1以上と、こういう規定をしてこれで適格であるかどうかということ判断する要素にしておられる訳ですね。これはこれで一つの考え方だと思う訳なんですけれども、問題はむしろ絶対量で判断するような制度が可能かどうか、ということに一つのポイントがあるのではないかと私自身は見ております。例えばこれも繰り返しになりますが、法人の全体の事業は10だとします。その事業の1又は2の力で農業経営を行い、それでもって農地が適正に耕作されるという、こういう法人が有り得るのではないかと。こういうものについても、耕作者主義に合致するということも、私は否定し切れなないと思います。現在は、役員要件についても割合でもって過半のそのまた過半という格好で規定している訳なんですけれども、絶対量で考えるということではできないかどうか。実は、このことは、前回の法人の検討会の時にも多少そういうことを申し上げたような記憶がございます。言い換えますと、農業が2分の1は超えていても、あるいはいろんな意味で現在の役員要件なりを満たしていても、ある農地の耕作ということに関していうと、どうも適格ではないというケースも論理的にはあり得ることなんです。

ですからこれは神門さんの利用に着目したということに相通じるのかもしれないけれども、土地に着目して、属地的に判断していくという、こういう筋道の立て方はできないものかどうか。これがこの問題の一つの切り口になるのではないかなという意見を持っているものでございます。

田代委員 一定の時間の枠の中で議論するには、技術的には座長のおっしゃるとおりだと思うんですけれども、先ほども申し上げたように、今の農業生産法人制度、具体的にいうと例えばのれん分けだとか、出資制限だとか、それから事業要件だとかこういうことを議論すると、必ずやっばり農地耕作者主義と抵触するということに議論がぶち当たる。いやその議論は止めとこうということになっちゃう

と、やっぱりちょっと議論がしづらいところがあると思いますので、そういう議論も許容するということでお願いしたい。

岸座長 いっこうに差し支えありません。きっぱり二つに分けて議論するというのではなく、もちろんそういうことではありません。ただ、次の議論を進めていくための整理ということをやってもらおうかなと思ってるわけですよ。はい。言葉足らずだったかもしれませんが。堀口さんいかがですか。

堀口委員 少し前のことを思い出しながら二、三点お話しします。やはり全体の議論の仕方を整理するのは賛成ですね。一つの考えとしてはいわゆる入口を規制する、いわゆる経営体を入口の時点で規制するというだけでいいのかどうか、という意味では土地利用のあり方あるいは土地利用計画、そちらを強化すれば経営体も規制の従来の仕方を変えてもいいのではないかという主張だと思います。かなり原理原則的な考え方もあるというわけですね。そういう意味では、先ほどの議論をどうするかということに残っていると僕自身は思っております。

二番目ですけれども、今までの私の理解では、やはり農地法上の規制と土地利用上の規制との両方が相まって、望ましい農業経営体なり土地利用を期待するという仕組みであったわけですね。この仕組みのどこに問題点があり、そこをどう改善するかということをし少し整理して議論しないと、単なる空理空論になりはしないのか、というのが二番目に心配しているところです。そういう意味ではいざ議論が必要とは思いますが、ここでの検討課題の後半に農地の流動化なり利用集積とか農業委員会等の役割が述べられております。ここでの議論も実は必要ではないのかと、こういうふうにも思っております。いわゆる農地法の3条についても実はいろんな改革が加えられていて、我々農業生産法人のことを議論しておりますけれども、農地を流動化させる場合に合理化法人等別の仕組みを作っているわけですね。そこが有効に機能しているかどうか。僕は、まだまだその強制的な仕組みができていないので、難しいというふうにも思っておりますけれども、そういう仕組みを含めて現状での問題点があるのではないかとということ、後半の課題に関連して是非議論をお願いしたいと思っております。

それから、それに合わせて、前回、土地改良法のことを少し申し上げましたけれども、やはり耕作者主義が他の法体系にもあって、土地改良法でいえば土地改良に関わる関係者は基本的に耕作者でなければならない、もう少しはっきりいえば地主はダメで、経営者が関与せよという意味で、3条資格は農地法と同じ考を使っています。土地改良を仕組む場合には、地主ではなくて、耕作者が関与した方が望ましい土地改良が実行できるという前提で来りました。そういう意味で、農地法で農業生産法人を議論する場合にも、そこでの関連が実は問題になってくるのではないかと思います。そういう場合に、株式会社を農業生産法人の中にいれこむ場合に、そこをどう耕作者として内実を持たせるか、その仕組みを他の法律でも合わせながら考える必要があるのではないかとこのように思っております。

それから三番目は、いわゆる農業生産法人、特に株式会社はどう関与するか、その場合の制限をどうするかということは、僕はまだやはり議論は有り得ると思うんですね。当初申し上げましたけど、これから後継者がいない農業経営の継続性を考えていった場合に、もともとの農業経営の関与した者たちの財産をある程度認めながら新しい経営者を取り込むという場合には、今の仕組みではどうもなかなかうまくいかない、そういう意味では、のれん分け等における子会社への出資制限の緩和などは、確かにそういう問題点が出てくることは背景として考えられるのです。

株式会社については、最近に至っても行儀が悪いということは多々あるわけですが、そういうものに対する制限の仕方をどうするかということについては、依然として議論する余地があるというふうにも思っております。いずれにしても、検討課題の流動化なり利用集積なり、農業委員会等の役割についても、併せて議論を進めて頂ければと、いうふうに思います。

岸座長 それでは、とりあえず先へ進めます。じゃあ神門さんどうぞ。

神門委員 私は原理原則論にこだわっているかのような印象を受けられると困るんですけども、現実問題を考えるときに、これも前回、最後の方で少し述べましたが、例えば耕作放棄であれ、それから転用もだと思っておりますけれども、かなりの部分で農地法、農振法違反が結構行われていると思うんですね。韓国なんかの場合だと、耕作放棄なんか勝手にやると、市町村長だったと思うんですけど、命令して是正しろというようなこともできるようになっているんですよ。守らなかつたら罰金を払わされる。日本では、農地法、農振法違反に対する是正というふうなもの、今機能していない訳ですよ。ということは、さっきも入口だけ縛って大丈夫か

という議論と同じことになりませんが、一方で農地法、農振法違反があったとしてもそれに対してペナルティが加えられていない、あるいはそれについての情報を集めようということもしていない。このような状態で、法人の規制緩和をするっていうのは、僕は相当怖いことをやっているような気がしてならないんですね。第一、新政策以来、農水省やそういう審議会なんかの人たち自身が、投機的な土地取得に対しなんとかしなきゃいけないというふうなことを言ってきたわけですから、僕は現実問題としても、単に規制緩和すべきかどうかというふうな議論をするんじゃないで、韓国型の方がいいのかわかりませんが、単なる規制緩和すべきかどうかという議論だけではダメで、そういった意味では堀内先生が言われたとおり、農業委員会の役割にも絡んでくるだろうと思います。

私は、決して原理原則論だけで規制緩和だけを先行して議論することに懐疑的になっているわけではないんです。

岸座長 これから少し(2)の具体論に入る訳ですけども、その場合もちろん前提をおきながら、話を進めて頂ければいいんじゃないかというふうに思います。6ページ目に、関係者等からの要件緩和の要望についてというふうに出ておりますけれども、そこにマルが4つ、からまで出ております。最初に出された検討課題に、資料1と書き方が若干変わっておりますけれども、具体的に4つあるということで進めていきたいと思っております。今の話ではありませんけれど、ある前提をおきながら一つ話し合いをするということでやっていきたいと思っております。まず、出資制限の問題ですね、子会社への出資制限の問題を少し議論をしてみたいと思っております。これについてきっぱりと反対論をおっしゃっているのは糊澤さんですか、どうですかこの辺若干ご説明いただけますか。

糊澤委員 さっきから議論にもなっていることでもありますが、結局、耕作者主義の前提で考えればどうなるかということを書いているわけで、それを前提とする限り、やはり既にある規制を緩和していくということにはならないのじゃないか。逆に、耕作者主義という前提を外せば全てOKということになるんだろうというふうに思います。

岸座長 この点を含めて、糊澤さんとそれから原田さんもそうなんですけども、要するに前回の改正で、もう法律的にはギリギリだったというところまで来てるんじゃないか、というご意見ですよ。その辺いかがですか。原田さん若干ご説明頂きましょうか。要するにこれ以上やっちゃ困るということでしょう。

原田委員 要するに子会社等について出資制限の緩和という問題ですね。そうすると、現在の出資制限の制度が今おっしゃられたようにギリギリなのかどうかという問題が、まず一つあります。その上で、それがギリギリだから、のれん分けの時もダメだよという議論と、のれん分けの場合にはいいんじゃないのという議論とあるわけですね。そして現在提起されている問題は、おそらく後者の形で出ているだろうと私は理解しました。その上で意見を書いたつもりです。ですから、現在の制度における規制は一般的には仕方がないとしても、のれん分けの場合、及び100%農協とか地方公共団体が出資する場合であれば、その例外があっただけじゃないかというのがこの二つの最初の設問であるというふうには理解したわけですね。今座長がおっしゃった制度自体がギリギリかという問題と合わせて議論すればかえって混乱するかなというふうには私は思います。

岸座長 わかりました。それでは具体的にはこの出資制限の緩和についてはどんなご意見ですか。

原田委員 私はこの話は、個別的には、既に農業生産法人でキチッとやっている法人が、自分のところで育った社員でありかつ従業員でもある若い農業者を独立させてやる場合、「資本も不足しているからその資本をさし当たり親会社がみてやる。その代わり一定の口も出す。その方があなたも安心でしょう。」という形の問題として出ているんだと伺っています。この場合、一方でこれから独立して一人前になっていこうとする青年にとっても便宜が与えられる。そしてその不安が取り除かれる。他方、親会社になるもとの法人からみれば、その青年が一人前になっていく過程でミスをしないうように面倒みてやる。その代わりその過程では一定の支配権を持たせてもらう。こういう感じになるだろうと思うんです。それだけを個別に見れば、一見、認めてもいいんじゃないのと言えそうなんです。どちらも農業生産法人であって、株式会社であるにしろ、どちらも一応他の要件は満たしている。ただ子会社の方の出資のところだけが4分の1、10分の1という制限の枠外になっているに過ぎない。仮に、そういうふうな事態を限定して捉えて、しかも、その件数がまだまだ少ないという状態であれば、おそらく深刻な問題は生じないだろうと思います。しかし、例えば、私が比較研究をやっているフランスの

場合には、農業生産法人に相当する法人経営体が経営数で全体の17%ぐらいを占め、農地の3分の1を耕作しています。そうなりますとその法人相互間での持ち分、株式の任意の譲渡の問題が常に生じてくる。経営形態だとか、あるいは特に経営規模だとか、経営内容だとかの変化が法人間での持ち分の移転・譲渡を通じて行われるということが可能になるわけです。農業生産法人であれば、他の農業生産法人の株式や持分を自由に、例えば半分までは買っていい、保有していいよということになりますと、極端なことをいいますと、一つの農業生産法人が10社も20社もの子会社を持つことが可能になる。ですから、子会社の設立過程で子どもを育てるということだけみればそれでもいいように見えるんですが、制度が一般化しますと、今のような株式の取得、有限会社では持分の取得による経営の集中が、しかも農地法の3条の規制にかからない形で、自由にどんどん進むという法律制度になっていくわけです。そこに限定をかけないで、無限定に農業生産法人の出資は4分の1じゃなくて2分の1、あるいは49%までよろしい、10分の1でなくて10分の4までよろしいというようにするのは、将来を考えれば大変リスクである。もしそこをつなぐ形で、今の子会社とかそういう新しい法人を作る過渡的なプロセスだけを言うのであれば、そういうふうに事態を限定し、かつ、いわば自立して一人前になっていくまでの間だけ、例えば親会社を出て自立して一人前の法人を作ろうという若い人が一人前になるまでの過程、例えば5年間なら5年間、そういう関係と必要があるときにのみ、その期間なら基準以上の資本を持てるよと、しかし5年経ったときには通常の正規の状態に戻しなさいというような手当をしたらどうか。そうでなければ、一般的によろしいですよとはちょっといえないのではないかと、この意見を私は持っております。

岸座長 株式の譲渡制限みたいなものを入れていっても、やっぱりダメだと。

原田委員 譲渡制限に関しては、私の意見の最後にも書いておきましたし、調査会の議論や農業生産法人制度検討会でもいわれているはずのことですが、要するにその譲渡制限というのは、現在の株式会社の取締役会がその人には売りたいというときにだけ機能するんですね。売ってもいいやと思ったら、それで終わりなんです。客観的な制限ではないんです。その点、3条による権利取得制限のような客観的な規制とは性格が違うということですね。

岸座長 わかりました。田代さんが支配関係の可能性について慎重に吟味する必要があると、整理されてますけど、今のご意見とはどうですか。かなり一致されるということですか。

田代委員 原田委員はかなり限定的な局面でそういう差し迫った状況の中でよろしいんじゃないかということで、まあそのことはわからないでもない訳であります。しかし、さっきのまた原理原則に戻るわけですが、やっぱり農地耕作者主義ってということで考えていくと、農業生産法人制度の出発点は自然人の共同体といますか、地域に根ざした自然人である農業者の共同体として農業生産法人が出発した、ということがあろうと思うんですね。その中に前回の改正でもって、法人が出資してよろしいということになったわけですね。その出資が4分の1規定、あるいは個別の10分の1規定を超えるとやっぱり支配権が及びうるんですね。そうしますと、農業生産法人という本来であれば自然人の共同体で始まった性格のものに法人というものが支配権を行使しうるということは、農業生産法人に限定したとしてもやはり問題があるだろうと思います。農業生産法人を広くいえば農業者の一人であって、そのことを否定はしませんけど、しかしこの農業者は自然人とは違って、かつ第一種兼業まで認められてくるというようなことを考えると、やっぱり支配権という点では、やはり例外だからいいんじゃないの、というのはちょっと怖いな、というのが私の意見です。

岸座長 いかなる不都合が起きるといようなことが考えられますか。

田代委員 法人が自然人の中に入って行って、法人としての意思決定ということをやりますね。しかもその法人というのは今のところ親会社ということになっていきますが、かなり規模が大きく、第一種兼業もやっているということになってくると、いろんな意思がそこに入り、反映してくるだろうということがあります。やはり、そもそもその法人が支配権を握るとするならば、何でそれを農業生産法人だけにとどめるのということにもなります。もっと一般的にですね、農業者以外の者が農業生産法人に4分の1、10分の1をもっと上回って出資してどこが悪いのとかいう話に必ずつながってくるわけですね。今までの規制緩和の話は、一つ規制緩和すると、その翌日にはまた次の規制緩和というふうにズルズルと緩和されて来ているので、そのことも恐れるということですね。

原田委員 私、農業生産法人が農業生産法人に出資するのであれば一般的に例外

を認めていいとは言ってはいません。のれん分けの当初の段階に限定したところでお話ししたつもりです。

その関連では私は、むしろ通常の個別の家族経営の場合でも、そういう移行過程について本当はもっと制度的にキチッと面倒をみる発想もあっていいのだと思います。農家の場合には、特に伝統的にはいわばタテに続く家と家産とその経営があって、その中でいつの間にか代替わりしていくと考えるので、その移行過程がはっきりしない。むしろ伝統的にはっきりしないことこそが特徴である。現在に至るまで必ずしもはっきりしないまま移っているわけですね。しかし、親の経営と子の経営とは違うんだというふうになれば、そこの移行過程を制度的にどう処理するのかという問題が本当はあっていいんですね。そこが日本の場合は今までないままできてます。ところが、農業生産法人のような制度になると、そこをどうつなぐのかという問題が、同じ法人経営の中だけで考えても出てくるだろうと思います。その代替わりの過程でも、何らかの支援措置があってよい。そして、その法人から派生して別の経営を作って自立していこうという若い青年がいるときに、その青年のいわば独立過程をどう支援できるのか、そのためにどういう特例が可能かという発想はあっていいと思います。同じ法人経営の中での交替の話は、先ほど堀口委員が言われたようなのも一つのケースでしょうし、あるいはもっといろんなことが、おそらく本当に法人経営が発展してくれば出てくる。株式会社じゃなくても同じことで、それなりの手当が必要になることが有り得ると私は思ってます。先程の私の話も、そういう観点からの例外としてなら考えられなくはないよという主旨です。

岸座長 本間さんはだいたい から まで全部OKだというような感じですが、  
についてはどうですか。

本間委員 農業生産法人を、耕作者主義を守るという立場で議論したら、はずせないということになってくると思うんですね。ただし、実際問題として例えば4分の1制限にしても10分の1制限にしても、こういう制限を設けたことは、あくまでも耕作者主義との整合性を持たせるという意味においてこういう規定があるわけですけども、株式会社を認めたこと自体を考えたときに、既にもう耕作者主義を離れているんだという解釈もあると思うんです。ですから、その場合に、例えば4分の1とそうでない人たちが対立して会社を行っているわけではないのであって、経営体として自然人にその主体性を持たせるという形は取りつつも、一体の経営というのには限りなく法人経営に近いものにいきつつあるのが現実ではないかと思えます。むしろ、そういう流れの中でこの法人問題というのを考える必要があるんじゃないかというふうに思っているところなんです。ですから、現実にその法人経営に限りなく移行しているときに、株式会社が悪さをする云々という問題があるにしても、一つの農業経営のあり方、あるいは今後の日本農業の経営形態の一つとして全てが株式会社になるということではなくて、もう少しこうした経営形態を認めることによって、耕作者主義を守る人にとってみればこれはまさしくこれまでの法体系と全然変わっていく形になっていくので、耕作者主義を守るという意味ではブレイクスルーだと思うんですけども、基本的に申し上げたいのは、これからの農業の経営というものをどういうふうにみていくのか、農業の役割っていうところまで話は行くと思うんですね。基本的にコストパフォーマンスを始めとした経営としてみたときに、このままの形あるいは先ほど望ましい方向として共同経営っていう話が出てきましたけれども、共同経営云々の話というのは何10年もこれまでされてきて、なおかつ進展してきているのはここまでの世界ではないかという思いが私には実にあるんです。だから、もし本当に共同経営というものが耕作者主義の中で守られた望ましい経営として発展形態の一つとして考えられるのであれば、もっともっと展開して行ったんじゃないかと思えます。ですから、一つ議論しなくちゃいけないのは、適当かどうかかわからないですけど株式会社対共同経営あるいは協業経営ということで話をすれば、それぞれの可能性とその限界を整理して議論した先に、本格的な法人の参入のあり方云々というのがあつたのかな、という気もしております。

岸座長 生源寺さんが検討することに異論はないが、原則は明確だ、というこの原則というのはどういうようなことを考えていらっしゃるのですか。これは4つにもかかるわけですよ。

生源寺委員 ええ。先ほど申し上げたように耕作者主義なりそれとの観点で今の2分の1とか4分の1、10分の1、とか結局それにかかわっているわけですよ。ですからギリギリといえばギリギリというふうに思いますけれども、1ミリも余地がないかということ、そんなことはないということだろうと思うんですよ。

だ私自身は、今の制度改革、この間の2001年の3月の施行の制度改革がギリギリかな、とそういう表現をしていることがあるんです。それは、どちらかという転用規制の方の現状との絡みでということが頭の中にあるんです。それから、ちょっとこの4つの問題に対する答ということではないんですけども、共同経営、あるいは共同の形のものが本来的に望ましいかどうかというあたりは、これは特に土地利用型農業、水田農業の場合に、日本の今の置かれている状況というのはどこも経験をしたことのないステージというか、それだけに難しい問題を抱えているんだろうと思うんですね。水田農業、まあアメリカ、オーストラリアは別ですが、アジアの水田農業という場合に、集落の中である種の集団性なりに依拠した農業というのが当然あるわけです。これはサブジスタンス・ファームिंगというか生存農業から発展してきているという、共通性もあるわけです。ただ、現在の農業の担い手の活躍の範囲なりというのは、もうその枠を超えているわけですね。集落を超えて耕作をしているというケースもありますし、およそ生存農業から発展してきたその延長線上にあると思われぬようなビジネスとしての充実度があるものもあるわけです。従って、どういう農業が望ましいかということに関しては、まさにその人のビジョンなり信念のお話しになりかねないところがあると思うんです。それに対してかなりアイロニカルに言えば、そんなことこちらで考える必要はないんだ、なるようになる、これが自然、まあ本間さんは多分そんなようなご意見だろうと思います。それも一つの見識だろうと思うんですけど、これは本当にその方の信念なりビジョンの問題ということになってしまって、この議論は大切だと思いますけれども、ちょっとそこに行ってしまうと膠着状態というか、どうもそういう話になってしまうのかなと思います。

田代委員 今の共同経営って話が出て、私の発言したことと関連してるとすると、地域へ根ざした農業者の共同体って申し上げたんで、これは農水省がお使いになっている言葉で共同体のあり方はいろいろあるんであって、必ずしも共同経営だとか、共同生産だとかを指すわけでは全くないということです。

岸座長 まだご異論あるかと思いますが、へ進めましょうか、時間がなくなってきましたから。

神門委員 ちょっとわからないんですけど、先ほどの生源寺先生は転用規制との兼ね合いがあるっていうふうにいわれましたけど、素朴な疑問があつてですね、さっき言ったとおり農地法、農振法、僕はだいぶ守られていないという感触をもっているんですね。現在の農家が守っていないんだったら、農業生産法人なりなんなりは今数は少ないから守らないと目立ちますからそういうことはしないでしょうけれども、例えば農水省が相当そういったものに対して及び腰だつていうのは農家は見ているわけだから、今ずっと農業生産法人はみんな農業に意欲があつてという前提でみんな議論しているけど、そこを疑うべきじゃないかと思うんですね。だからひょっとしたら農業生産法人がたいして農業をやる気がなくて、何か違う動機でやるかもしれないですね、その時しら~っと不耕作やってですね、他の人だつてやってるのに何で法人だけやったらそんなに罰せられるんだとかそんな話、それくらい開き直るといふ可能性もあると思うんですね。ですから先ほど田代先生がどこまで行くかわからない怖さというふうなことを言われましたけど、そういう議論の前提にちょっと僕は疑問を持っています。ここで言うべきかどうかわからなかったですけど。

岸座長 適宜、元のところへ立ち返って議論すればいいと思います。へ進みましょうと言ったのはそういう意味ですから全然ご遠慮なく。はい生源寺さんどうぞ。

生源寺委員 前回、私申し上げましたように、この検討会はいわば農業の中での議論に限定されてますよね。農業と非農業の間の調整の問題というものは別になっているわけですけど、これはやはり切り離せられない面があるということをもう一度考えておく必要があると思うんですね。この懇談会の中で議論するかどうかは別としてですね。それから違反がある云々という話がありました。私はむしろ合法的に行われているものの中に法の主旨に照らして不適切なものが結構含まれているのではないかと思います。いわゆるスプロールのようなものについてはですね、おそらく全てが、殆どが合法的に行われていると思うんですね。どなたも、よくないよと言うことをおっしゃるわけですけども、じゃあそのことに対してどう向かい合ったらいいのか。その場合に、私はヨーロッパはどうだこうだという話もまあ大事ではありますけれども、ひとつはやっぱりこれまでの運用の実態なり、これを謙虚にもう一度見直してみるということだろうと思うんですね。なぜこんなことになってしまったのかと。これは、ほぼある面、定着しているわけですね。運用とい

うのはこういうものだという格好でスタンダードができてしまっている。違反は、もちろん問題がありますけれども、やはり一度振り返ってみることが結局近道になるのではないかという印象を私は持っております。

原田委員 に行くのであれば、 に関して、言い残したというか発言したかったことがあります。というのは、先ほどは座長の方から出された問題を法律論的にそれなりに理論的に整理してお話したわけですが、それとは別に、なぜ、のれん分けの時に、これから出ていって一人前になろうとする若い青年に対して、親会社の側が出資をして支配しなければならないのかという問題が実態問題としては先にあると思うんです。つまり、出ていく者の側からお金が足りないから出してくれ、自信がないから面倒みてくれというような話になるのか、あるいはまさにのれん分けという言葉がそうなんですけれど、伝統的に自分のところで育てた人間をいわば自分の支配下に置きつつ外にカッコ付きで独立させるという側面があるわけですね。そういう要望から出てきているのか。そしてその要望なり問題の中味によっては、むしろそういう親会社の方からの出資に頼らなくてもすむような出資の仕組みを考える道もある。一人前になれるようなキチツとした要件を満たし、経験も積み、農業者としてやっていけるノウハウを持っている人間であれば、それこそ政策的に独立のための資金を出資・融通するというような発想であっても構わないわけですし、要望の中身次第で、それへの対応の仕方には幅があるでしょうという問題があります。先ほどのように問題を出されれば、先程のような答え方もできるけれど、しかし、その中味の実態として本当には何が問題なんだろうかということですね。そのことは堀口委員もおっしゃっている例でもそうです。例えば3人が出資して中心でやってきたが、リタイアしたい。ところが、その子どもたちは継がない。しかし、よそから入ってきている従業員で、ごくわずかの持ち分を買い取って出資した青年がやりたいという。しかし経営の全体を買うのであれば、例えば北海道の酪農などで考えれば非常に龐大な金になる。それをすぐ買い取ることはできない。しかしその金の問題を克服できれば、経営は続けられますというようなときに、どういうふうに対応するのが一番いいのかという問題でもあるわけですね。最終的には同じ問題だと思うんです。ですから、単にのれん分けなんだから出資の特例を認めることで対応すればそれで済みます、ということだけではない問題がそこにはあるということも付け加えさせてください。

岸座長 はい堀口さんどうぞ。 ですね。適宜ご発言頂いた方がよろしいかと思えます。

堀口委員 のれん分け等における子会社への出資制限の緩和というのは具体例をずっと考えていると、僕なんかの記憶では活動区域が市町村の範囲を超える大きい法人であると、補助事業との関係で子会社を作らないと、その市町村では事業に参加できないというような現実の問題があって、やむを得ずのれん分けしているという実態が実はあるのではないのかと思っております。そういう中で、これを一般論として提示されるのはどうかとは思っています。基本的には、耕作者主義の原則のもとで例外を作るということは、十分有り得ると思うんです。株式会社がこういう形で法改正により導入されたわけですけど、そのことは依然として耕作者主義を守っているんだという理解をしているんです。事業要件なり構成要件なり、あるいは役員要件を縛って、その中でなお株式会社の持つメリットといいますか、参入しやすいし、極めて少ない額で経営に参加できるという意味では、我々どうしても株式会社という大きい経営が乗り込んでくるということ想定しがちです。しかし、現実には、そこは採算が合わないもんですから、投機的目的は別として、入ってこない。むしろ、既存の経営の中でこの株式会社が有効に使える部分はないかという議論において、現実にはのれん分け等が必要であればその場合も農業生産法人の要件を満たしながら例外としてどう有り得るかということも なり は提起したと思うんです。ですからそういう意味ではそこは議論する余地はあるというふうに思っております。

岸座長 それじゃあ先へ進めましょうか、 ですね、もう部分的には議論されていますが、行政あるいは農協による100%出資についてはいかがですか。これは糊澤さんは認められない、農業生産法人としては認められないというご意見なんです。

糊澤委員 これも結局ほかの論点と同じことなんですけれども、先ほど私、一番最初に共同経営という不用意な用語を使ったために議論の混乱を招いたこともあったかもしれませんが、そこで言わんとしたことは、こういう事なんです。およそ、人間集団、社会に存在する人間集団は、ある視点から切ってみると、両極、二つのタイプに分かれる。その視点というのは、ある集団なり団体を構成する構成員

と団体との関係という視点なんですね。ひとつの極は、その構成員からは完全に区別された団体性が存在するような集団です。個々の構成員からは独立の意思主体を持っている団体、こういう団体が一方であり、他方で構成メンバーの契約によって作られる団体、これは基本的には組合と言っていいと思うんですけど、そこでは構成員を離れて意思決定するという団体性は極めて弱い、そういう集団があるというふうに整理することができます。私は、農業の場合には、自然人たる構成員を離れて意思決定できる団体性が非常に強い団体は必ずしも馴染まないという前提で考えているものですから、そういう切り口でいけば、構成員の主体的な意思決定というものとは関係なく独立に意思決定されるような団体として農業生産法人の構造を設計するというのには賛成できない、こういう主旨なんです。

原田委員 今回の糊澤委員のお話はある意味でまさにそのとおりだと思うんです。つまりの株式会社は、社団になるんですか。(糊澤委員・社団と組合という両方がある。)例えば100%市町村の出資で作った農業生産法人っていうのはこれ社団ですかね。その社団性そのものが、今のケースだと問題になるのではないかと思います。経営と労働との一致云々の話はもとより、団体を支える構成員による意思決定というものの自体がない形です。ある市町村が100%出資して作った法人、株式会社あるいは有限会社たる農業生産法人という法形式を使うけれども、実質は社団ではない。株式会社っていうのは元々社団組織ですから、そういう社団組織をこういう形ででも利用できるということ発想自体がおそらく日本の特例だと思いますね。農業の領域を超えてみても。

もう一つ今お話ししようと思ったのは、農業生産法人の制度との関係でいきますと、この法人には業務執行役員がないんですよ。これも、本当の意味での社団、自然人の団体でないということの反映なんです。業務執行役員たりうる構成員はいない。ですから構成員要件、出資要件で例外になるということだけではなくて、業務執行役員要件のところでもこれは例外になります。団体ないし法人の性格を議論する前に、社団組織である株式会社を作る人の団体がないという問題になって、他の分野では有り得るかもしれないけど、農業生産法人のイメージからいけば非常に距離の遠いものになる。そうすると、今のままの生産法人の制度にそういう法人をそのまま乗せようとするのが問題かなという感じを私は持ちます。こういう市町村100%出資の法人の制度がどうしても必要だ、要するに担い手がないところで何らかの担い手を作る、その核となる出資と、出資による経営資本の創設、そしてそれで経営すべき農地を用意して、あとは出資者でない誰にでも経営を委ねるといっても必要だということであれば、違った制度を考え方がいいのかもしれないと思いますね。それを今の農業生産法人の横滑りで認めていくと、先ほどのような点でギャップが非常に大きいんじゃないかなという印象を持ちました。

岸座長 いかがでしょうか、はい生源寺さん。

生源寺委員 この問題に直接意見を申し上げるということではないんですけども、ちょっと思いついたようなことを申し上げたいと思います。先ほど雑談で田代先生と本当にこういう要求があるのかしらというようなことをやりとりしていたんですけども、多分あるからこういうようなことが出てきているんだろうと思います。逆にいいますと、これはとりあえず4つでているんですけども、こういう要求がでてきて、じゃあそのルールをかえましょうという感じがあるんですね。しかも、改正されて、そんなに時間が経っていないわけですね。まだ前半戦も終わっていないのにゲームのルールを変えましょうというか。もちろん私も、必要があるものについては変えるということについて検討することは異論がないというふうに申し上げているんですけども、要求があればとにかくルールの改定を考えましょうというようなそういう発想がいいかどうかですね。

それから先程来からの議論を聞いていますと、相互の整合性ということも当然ありそうな感じもするんですね。ですから個別に特例的に考えていくといういきかたというのはちょっと何となくどうかなという感じが致します。

それから糊澤先生のお話は、私もそれはそれとして非常にわかる面があるわけですね。問題は、今のご発言の件についてもいくつかの段階があると思うんですね。それ以外のものは一切認めない、という立場がひとつあると思います。それが競合しない範囲で、例えば耕作放棄地について他に誰もやる場所がないところについて手があがっている、ということについてどう考えるかという、競合しない範囲で認めるという考えもあるかと思っています。更には、競争していただいて、それでどちらかが残るといふことであれば、それはそれでいいという、まあ多分そのくらいのレベルの話があるような気が致します。

岸座長 ですから前段のこういう要求があるのかというふうにおっしゃったことは、つまり、例えば行政と農協が共同出資で何か作りますよね、それはサービス事業体であって法人経営じゃないということですか。

生源寺委員 それはまさに例でありまして、それぞれ要求があるのでこういう話になっていると思うんですけども、逆にいいますと要求があれば制度を変えましょうという話にもおそらく取捨選択というのはあるんだろうと思いますけれども、ちょっとこのいきかたというのは、現場の方にとっても本当にいいことかどうか、ルールというものはそう簡単に改訂するべきではないというような感じもするんですね。変えるのであれば、まさに原則からきちんと整合性を持ったものとして改正すべきだと思います。

しばらく現行制度でやってみて、不都合があればずっと堆積してきたものを一回整理するというぐらいの方がいろんな混乱も少ないような感じもします。

岸座長 もうちょっと包括的に議論した方がいいんじゃないかというご意見。これからの方へ移っていくというような議論はあまり意味がないと。

生源寺委員 いや、そこまでは私はいっているわけではないんですけど、議論が進んで参りますと、いよいよそういう感じが強くなっていくという、そういうところですよ。

岸座長 さて、他の方のご意見いかがですか。はいどうぞ。

田代委員 あとで農水省の方にもお答え頂きたいと思うんですけども、今これだけ地方の財政改革が厳しくて、農協が広域合併してもなかなか採算性がとれないという状況の中で、100%、行政又は農協が出資するということが本当にあるのかと思います。100%出資して俺が一人でやろうというのがあれば、それ自体としては私は表彰状ものだと思うんですけども、制度問題抜きにすれば、本当にそういう要請が地元からあるんでしょうか。また、それは本気になって考えているんでしょうかということと、どこまで責任が持てるんでしょうかということをお尋ねします。一種のタクシー代行業といいますか、農業経営を代行して行政とか農協がそれも永続的に行うということがあり得るのか。これは、やっぱりいわゆる農業者とは何かということまで関わってくるわけですね。そこまで行政や農協が本当に永続的に行うのかどうか、首長がかわったら、あれはやめますだとか、農協は採算性がとれなくなったらやめますだとか、その後の農地はほっぽりましたとかいうことになってきたら、これは大変なことになりますね。まず実態論からして本当にあるのかなというのが私の素朴な疑問ですので、ちょっとなんか情報があれば教えて頂きたい。

佐藤構造改善課長 今ご議論になっています、のれん分けとか行政又は農協の出資のお話ですが、恐縮でございますが資料5をお開け頂きたいと思えます。「農業経営の法人化と農地の利用集積の状況」についてという資料5の冊子がございますが、そのページの9ページをご覧頂きたいと思えます。実はこれは、今年の5月現在で株式会社化した生産法人の概要が書いてあるわけなんですけど、例えば今申し上げましたその議論となっております町と農協の関係でございますが、16番の福井県の例をみて頂きたいと思えます。ここでは、町と農協と現場の方などが組織して農業生産法人を作っているわけです。これは耕作放棄なり、担い手がいなくなっているということで、やはり市町村と農協が中心となって受託会社を設立し、そしてこの会社が農業生産法人の要件を満たして農地取得を行ったものです。実はこういった形で町と農協が一緒になって作ったものですから、担当の方のお話を聞きますと、全国から非常に多くの問い合わせがきておりまして、耕作放棄あるいは担い手不足の地域で、町と農協でやはり何かやっていかなきゃいかんんじゃないかという観点からの問い合わせがいろいろあるそうでございます。この株式会社を設立するときに実は三方町あるいは農協が出資致しますので、普通出資致しますと代表者ということで町であれば町長さんだとか議長さん、あるいは農協であれば農協の理事長とそれと理事といった方々に名を連ねて役員になってもらおうとしたわけですが、先ほど原田先生からお話がありましたように、こういった町長さんや農協の組合長さんがずっと耕作するわけにはいきませんから、町の代表、あるいは農協の代表として誰を送り込むかということで問題になりまして、結局農協の職員が入って農作業に従事するといったようなことで要件を満たしたというようなことがございます。

それとのれん分けでございますが、のれん分けにつきましても10ページの18番で、滋賀県の農業生産法人でございます。これは有限会社から組織変更致しておりますが、隣町で農作業の受託、あるいは農業生産を委託されるわけで

す。その町に直接行きますと、自分のところの町名のはった会社名で農業を行うこととなりますので、その町の農家の方々から自分の町に違う町の人が入ってくるといった危惧感を与えてしまっているというようなことです。こうした場合にその町で子会社を作りたいが10分の1しか出資ができないで困っている、そういった問題点が法人との意見交換会で出てきておる、という実態でございます。

岸座長 田代さんが言われた、あの「市町村又は農協」ではないんですね。16番の場合。

田代委員 日本型第三セクターです。それはいいんですけれども、今おっしゃったのはこれは作業受託ですよ。ですから農業生産法人である必要は全くないんであって、言ってみれば誰でもとはいわないけど、できるわけですね。農業経営をやっているわけじゃないんですね。

岸座長 原田さん、どうぞ。

原田委員 私、非常に真正直に問題を、その、ですか、受け止めて答えてたんですが、まず の方から申しますと、私がイメージしたようなケースとは全然違うケースですね。そこでぶつかっている問題も生産法人制度固有の問題ではなくて、いわばよそから入ってきた大規模な経営、たまたま法人組織だけれども、それに対して別の市町村ではいろんな意味での反発がある。そこを何とかするための手法ですよ。私が問題にしたケースとはだいぶ違うパターンです。実体的な必要性の意味が違うということは今わかりましたので、それならまた議論の仕方がかわるかなと思っています。

それからもう一つの方、No.16のケースですか、これは農協なり市町村なりの複数の者が出資者になるわけですね。確かに日本の法制は、自然人なしで法人だけが集まって社団法人を作るというのを認めている。それを市町村や農協の出資の場合には農業生産法人についても認めるということですよ。自然人が一切入らない法人ですね。さっき私が社団にならないんじゃないのかと言ったのは間違いで、日本の制度では社団になる、構成員何人が集まればいいわけですから。但し、農業生産法人の制度との関係で言えば少なくとも業務執行役員がいない。それに関する要件をパスさせなければ設立できないという限界が現行制度上は残っている。それは変わりないと思います。

佐藤構造改善課長 さっきのれん分けの件ですが、他の町から入ってきたということでご説明しました。実際この法人からもそういう要望がございますが、あとで具体的に関係団体の方々からお話しもあると思いますが、それだけじゃなくて、やはりのれん分けする際の先ほどの出資制限がネックになっているという声はここだけじゃなくて他のところからもいくつかがあがってきております。

岸座長 できれば、3.の農地の流動化の問題になるべく進みたいと思っておりますが、そこへ行く前に のところはいかがですか。少しでも のところを議論したいと思っておりますけれども、関連事業者や消費者の出資制限の緩和ということについてはご意見ございますか。よろしいですか。それでは、時間の関係もありますから、先へとりあえず進んでいきたいと思っております。資料の2でいきますと8ページへ一旦進みたいと思っております。あとにヒアリングの方々がいらっしゃいますので、このところを少しでも議論しておきたいと思っておりますので。

神門委員 どなたも感じておられると思うんですけれども、例えば日本の会社というのは、必ずしも一つのことだけをやっているわけではなくて、いろんなことをやっているわけです。私がちょっと危惧するストーリーというのがあって、よほど注意深く法律を書かないと、土建会社みたいなところが農地を持つちゃうというふうなことって起きそうな気がするんです。あるいはむしろその方がいいと、土建会社に持たせた方が雇用対策にもなっているんじゃないか、つぶれそうな土建会社を面倒見るのも大変だからその方がまだましだとかいうふうな議論あるのかもしれないですけど、ただそれは、また転用の話するのは恐縮ですが、転用が野放図にやられている、まさに生源寺先生がいわれたとおり多分、違法じゃなくて合法だけれども、不適切なものっていうのは相当あって、なんかの拍子で関連事業者のところ、そういう狙いを持ってばやりかねないと思うんですね。だから、ここをもし手当するんだったら、よっぽど慎重にやらないと怖いことが起こるんじゃないかなという気がします。

岸座長 はい、ありがとうございます。それじゃあ、先を急ぐようで恐縮ですが8ページへ参りたいと思っております。どなたからでも結構ですけども、時間があまりありませんのでなるべくコンパクトにひとつ、しかし全員の方のご発言を頂きたいと思っておりますけれども。原田さんどうですか。

原田委員 時間がないようですから一言だけ。まず、先ほど神門さんがおっしゃ

られたことは私もまさにそのとおりで、そのためにいろんな議論をし、いろんな制約をかけてきている。それは、ただ要望があるから安易に認めればよいということにはやっぱりならないんだろうと思います。

次に、8ページのところの について。いろんな議論をし、いろんな可能性をまだまだ追求できるのかもしれませんが。かなりいろいろやってきておりますけれども。ただそれは非常に技術的なところも含めてかなり細かい議論になるのかと思います。それに対して、 の耕作放棄地の防止解消、そして農地としての利用の確保ということに関しては前回の議論も絡むわけですし、私も何とかここを克服できるような制度の仕組みを導入できないものかと前々から思っております。そういう意味でも、農地は農地として利用されるべきであるし、その利用内容もそれなりに適正でなければならないという原則は非常に重要な原則だと思うんです。それを私的財産権、これは所有権の場合もあれば賃借権の場合もあるんですが、その権利の上に乗っかっているから耕作放棄する以上はどうしようもないという状態で放置するのは、これは農政として、本当はぶつかって超えなければいけないところを超えないできたとしかいいようがないという感じを私は持っております。憲法29条の財産権の制約に対する補償の問題があって困難だということもいわれませんが、現在の段階で法律論的にそれを克服できないということは私はないと思うんです。これは対処策を他の資本主義国、つまり私的所有権の尊重を大原則としている国でも、何とかするということやってきているところだと思います。ですからその方向で是非追求して欲しいし、また別途いろんな可能性を議論する場があってもいいと思います。

ここでの場との関係でいいますと前回の議論と関係しますが、やはり新基本法ができて、農地なるものがどういうものか、生産手段だけではないそれ以外の価値があることが制度上でも確認された。これは私だけではなく、他の委員の方もいろいろおっしゃいましたけれども、農地は一種の公共財であり、環境の基盤を担い、多面的機能を担う。こういうふうなものが然るべき形であるためには、現実それが適切に利用されていることが必要なんだということから、根拠付けも出てくるんだと思うんです。ですからそういう点を総合して検討していく必要がある。そして、実はこのこと自体が原理原則の問題に戻っていく。つまり、そういうことをいうためにも、やはり農地には他の土地一般と違った位置付けが現にあるということがとっかかりになるんだろうと思います。そういう点で、3条というのは、新しくそういうこととも結び付いて、また新しい存在意義をこれから持っていく必要があると私は思っている。これも今までお話ししたことの繰り返しですが、一言お話しさせて頂きました。

岸座長 はいどうも。本間さんどうぞ。

本間委員 農地に限らず土地の公共性、ある程度の公共性があるという視点はそのとおりだと思うんです。それをどういう形で利用に供していくかというところで、いろんな方策が考えられるんだと思うんです。転用規制のことも含めて私が提案しているのは9ページに一番最後の二つに書いておきましたけれども、一定のゾーニングの中で厳格な形での転用規制がなされるならば、転用規制が困難なことは承知しているわけですが、いろんな形での、農地を農地として利用するやり方があると思うんです。ゾーニングによる厳格な転用規制がなされるという前提のもとでなら、ゾーニング内の流動化というのは市場メカニズムを活用できるようになると思います。

例えば30年の期限付きの農地指定といったことというのは、生産緑地では機能しているということであり、財産権の問題は、期限付きであれば、解決不可能ではない。

それから、耕作放棄地の問題、これも前回に言いましたけれども、現行制度をもとに見直しをして、それが機能するような制度にかえていくことが必要です。そのためには、人に判断を委ねるということではなくて、一つのきちんとしたルールのもとで、一定の条件が至らなければ農地を不耕作地にすることを認めないといった、そうしたキチッとした制度の創設を考えて然るべきと考えている。

堀口委員 流動化、利用集積関係では、農地保有合理化事業について、強制力が弱くて、出し手、受け手との話し合いがなかなかまとまらない。また、中間保有機能そのものが財政事情の問題で難しい。北海道でいえば、農地の受け手が出てこない中で、買い入れた農地が不良資産化し、合理化法人自らの経営が苦しくなり、事業が成り立たないというところをどう解決するかという問題がある。

いわゆる耕作放棄地等については土地利用をどう強制するかという問題がある。また、耕作放棄地対策として特定農業法人制度が創られたが、実際には

なかなかうまく使えない。そういう意味では、特定農業法人という考え方をうまく使える規制緩和を考えるべき。

田代委員 耕作放棄されている農地について第三者に使わせろというようなことは、強制できるのかといえ、なかなか難しいところがある。制度問題ではなかなか難しいんじゃないか。むしろ運動論だとか政策的に中山間地域でも耕作放棄されちゃうようなところを耕作する者に対して一定の助成が加えられるだとか、担い手の育成にもっと力を入れてそういったこともやるようにするだとか、そういう運動論なり政策面でのいろんな支援ということが必要だと考えている。それと、政策を仕組むのは、平場と中山間地域とで違ってくるんで、非常に難しいんじゃないかというふうに思っている。

流動化について法制度ってことでもってできることはあまり多くはないんじゃないかと思います。例えば、県公社が農地の賃貸借に乗り出すということは、現段階では、非常に財政的には厳しいので、政策的に支援するとか、転賃について、民法上、地権者の同意なしに転賃はできないことになっているところをできるようにするといったように、運用を改めていくというような努力が必要ではないか。

生源寺委員 重ならないように、具体的なことだけを申し上げます。今の耕作放棄につきましても、やはり経済的な農業上の利益が生まれるケースと生まれないケースで対処の仕方が当然変わってくるだろうと思います。問題は利益を生じるような平場で発生している耕作放棄地についてどうするかということです。中山間についてはいろんな手だてが始まりかけているわけでありまして。ちょっと気になりますのは、部門別にみると、中小家畜、それから施設園芸、こういう集約的な農業をやっている経営のタイプで耕作放棄地が多いんですね。これはある意味で理解できる場所なんですけれども、地域農業としてこれは解決することが十分可能なケースが含まれていると思います。2000年のセンサスの集計でそういうことが非常にはっきり出ていると思います。

もう一つ、農地の流動化に関して制度の手直しに過剰な期待をするべきではないというのは田代先生から御紹介頂いたとおりです。小さな提案ですけれども、先ほど堀内先生が土地改良法上の3条資格者の問題について、今の運用が3条の従来の建前と違う格好になっていることを指摘されたわけですね。利用増進事業以降の利用権の設定されているものについては、要するに地主、所有者を参加者とするということになっているわけですね。それで、例えば、水利施設の維持管理とかをどちらが担当するかというのは、結構規模拡大にとって大事な問題だろうと思うんですね。私は極端に言えば、どちらでもいいんだと考えています。これは地主資本とみて地主、所有者が面倒、ケアするべきものというふうに決めてもいいですし、あるいは耕作者がケアするべきものであると決めて頂いても結構だと思います。どちらかというと前者かなという感じがしていますけれども、地主で、私はできないという方がおられればこれは耕作者にその仕事を委譲することとしても構わないことにすべきだと考えます。どちらがケアするかについて、金銭上の対価のやりとりがあってもいいとは思いますが、どちらかはっきりさせていないところが、一番よろしくない状況ではないかと思えます。これは3条資格者の問題を整理すれば、農地法との関係がありますけれど、法制度上に乗っからないような、いわば任意団体による維持管理ということについても応用できることかと思えます。こころそろそろ整理が必要かなと、そんな気がしております。

神門委員 流動化の問題あるいは耕作放棄も含むんですが、転用期待を何とかしないとどうにもならないと本間先生が言われましたけど、私も全くそのように考えています。少し距離があるように思われるかもしれませんが、詳しくは私が農業経済論の中でも書いたことなんですけど、実際の問題として、三大都市圏を除いて、耕種農業生産の約6倍に相当する転用によるキャピタルゲインが毎年発生している。これが農地市場を歪めている。これを何とかしないと、多分どうしようもない。これまで農基法以来、ずっといろんな政策をとっておきながら、この転用期待だけは農水省がずっと避けて通ってきたことなんです。それに触られるのはイヤだ、すぐ話をそらしてしまうというくらい避けていて、なんかあると財産権だというんだけど、財産権も原田先生がいわれたとおり根拠がある議論だと思わない。転用期待を何とかしなきゃいけないという点を隠し通してしまう。具体的なところでは原田先生と共通するところが多いので省略しますが、基本的な発想としてはこれまでのような所有規制ではなくて、利用規制へ移っていかないとダメだろう。実際、韓国では、韓国も同じような問題を実は抱えているんですけれども、まだ日本よりは農地の貸借マーケットというのが正常に機能していて、比較的規模拡大なん

かもするんですね。ですから、転用期待を外して適正な市場メカニズムが動くような世界、競争メカニズムが動くような世界に持っていくべきだろうと思うんです。

耕作放棄については、農林省の人たちの大先輩である関谷先生が的確に表現しておりまして、法律制度としてはほぼ限界に近いところまで次第に整備されてきたが、問題は市町村、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人などが、これらの措置を活用して耕作放棄地の解消に努める意欲があるか否かにかかっている。つまり、法律をいじってどうこうではないと思うんです。もちろん、こういうふうなことになるってなぜこういう運用がおかしくなっているのかということ、それは所有規制という発想の問題だろうとは思いますが、耕作放棄を口実にして、何かいろんなことをやるっていうのはいかがなものかと思っています。

岸座長 最後の分はまた次回農業委員会の問題で出しますので、そこでまた議論したいと思います。じゃ糊澤さんどうぞ。

糊澤委員 私も、特に田代委員がおっしゃったことと同じ前提で物事を考えているんです。農地の流動化だとか利用集積、つまり政策上望ましいと思われる方向へ農地移動を誘導するという点については、制度といい事業といいかなり多くのメニューが出そろっています。後はその中で、それぞれの地域に最も適合的なメニューを選択し、田代先生の言葉で言えば、運動を展開するという点にかかっているんだろうと思います。その中でも私としては、地域の実態に即して運用できる農用地利用改善団体を主体とする農用地利用改善事業というものをもっと自主的な事業活動ができるように工夫することがあっていいんじゃないかなと思うんです。基本的には、農業者による農地の自主管理を進めやすくするための制度的なインフラストラクチャーだというふうには私は理解しています。先ほど、堀口先生の方から特定農業法人の話が出ましたが、私はやはり地域における公共的な団体としての農用地利用改善団体が、私的な団体としての特定農業法人を農地管理という公的な課題遂行のために利用する、そのかわりに一定の優遇を特定農業法人が享受するという関係にあるんだと考えています。地域によっては、この関係が誤解されているところもあるんじゃないかというふうにも考えるんですね。両者が一体となっているところもあるようです。そうではなくて、農用地利用改善団体において地域の農業者の合意という前提のもとで特定農業法人が活用されるということが重要なのであって、そうでない限り、特定農業法人が突っ走ると、地域の他の担い手との競争が生まれたりして、むしろ混乱が生じるというような、そういう危険性がおそらくあるんだと思います。そういうことに注意しながら、耕作放棄地の解消のため特定農業法人を利用する農用地利用改善団体というものをもう少し活用してもいいんじゃないかなというふうには思っています。

岸座長 大事なところを急ぎまして、失礼しました。すでに、あとヒアリングをお願いしている方がいらっやっていますんで、今日はここで議論をひとまずうち切りたいと思っています。次回また続きをやりたいというふうには思います。25分に再開することとします。

## 【ヒアリング】

佐藤課長 ご出席頂いた方の紹介をさせていただきます。左手最初の方が認定農業者の板垣栄一さん、お隣が同じく認定農業者の市村利男さん、その隣がカゴメ株式会社生鮮野菜ビジネス・ユニットディレクターの佐野泰三さん、その隣が全国農業会議所農地・構造対策部長の柚木茂夫さん、その隣が全国農業協同組合中央会営農企画課長の松岡公明さん、一番右側が(社)日本農業法人協会常務理事の中園良行さんでいらっやいます。よろしく願い致します。なお、本日、今ご出席頂きました皆さん方の要望等につきましては、資料4に掲載させていただきました。西岡首席企画官の方から簡単にご紹介させていただきます。

西岡首席企画官 首席企画官の西岡でございます。本日ヒアリングにご出席頂きました皆様には、事前に資料1の「農地制度をめぐる検討課題」の論点ペーパーをお渡しし、ご検討頂いているところでございます。また、資料4において、認定農業者であるお二方それぞれの農業経営の概況、カゴメ(株)が出資されている(有)世羅菜園の概要、農業会議所、全国農業協同組合中央会及び(社)日本農業法人協会それぞれのご提案を取りまとめてございます。後ほど、皆様方からご説明を頂くこととなっております。

また、(社)全国農地保有合理化協会については、時間の関係でご出席頂けなかったのですが、22ページにご提案を頂いていますので、そこだけ簡単に説明させていただきます。合理化関係の事業で三つほど要望が出ております。一つ

は、今のご議論の中でもございましたが、流動化については制度的にだいたいができていてというお話ですが、もう少し認定農業者なり担い手の意向を重視した面的集積に重点を置いてはどうかというご要望です。二つ目は、集積の過程で農地保有合理化法人が間に入る場合に、再同意をとるのが非常に事務的にも大変だということで、その手当が何とかならないかという点です。23ページに合理化協会の方で用意して頂いた資料は、いわゆる公社を介在させての利用権設定において、期間経過により再設定しようとする際に、もう一回改めて地権者の同意をとる必要があり、これがかなり難易度が高いので、手当が必要というご要望です。三点目が、特定農地貸付法の実施主体に農地保有合理化法人を追加して頂きたいとの要望です。

岸座長 それでは、早速ご意見の表明をお伺いしたいと存じます。私たちがどんな議論をやっているかということは、既に事務局の方から資料等お送りしておわかり頂いていると思いますので、ご説明を省略させていただきます。農地法制の問題であるとか、あるいは流動化の問題、それから法人化等について、今日も前半の予定時間を超過するような議論となりました。それにつきまして、日頃皆さん方がお感じになっていることを率直に述べて頂きたいと思います。申し訳ありませんけれども、だいたい5分程度でとりあえずお話しを頂いて、時間がとれなくて恐縮ですが、その後、ここにおります委員の方々と意見交換、あるいは議論をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを致します。

それではまず神林村の板垣さんから一つよろしくお願ひ致します。

板垣 神林村から来ました板垣と申します。私どもの経営の概要でございますけれども、皆さんのお手許にあるとおりでございます。経営規模は概ね20haです。ほぼ水稲中心で、作業委託等含め、家族経営的な経営展開をしています。平成元年から新耕農産というふうに名前をかえまして、何とか私の経営体自体を地域にアピールしたいということで、名字とは全く関係のない、新しく大地を耕すんだという意味合いで、新耕農産と名付けさせて頂きました。現在、労働力は私と女房、昨年春大学を卒業しました倅、それから常雇が二人、時によっては通年の研修生というような形で経営の展開、あとは臨時的な労働を含めながら経営を行っています。

私どもの村は、ほぼ100%近くほ場整備事業が行われておりまして、生産現場の条件整備というのは非常にいいあんばいになっているのかなあと喜んでいてございますけれども、なかなか法人の出現やら、あるいは農地の集積というのが思うように進んでいないというのが現状でございます。法人の方は確かに全国的にも有名な神林カントリー農園さんというのがありますし、活躍はされておるんですが、そのほかの法人がなかなか出現してこない。各集落単位の、どちらかというところと転作対応の任意生産組織が多い地区でございます。転作の団地化につきましては、集団転作につきまして、県内でもトップの集団率を誇っており、各集落ごとに組織を作りながら転作対応の作業に取り組んでいます。しかし、米の栽培については、組織対応ができてこないということが悩みの種でもあります。いろんな意味で問題はあるんでしょうけれど、そうした実態が若い担い手を育てるのにブレーキとなっている。要は法人化することによって雇用の創出やら担い手の育成ということが当然有り得る、議論されていることだと思いますし、考えられることではあるわけですが、その実態がつかめないことがちょっと悩みかな、そんなふうには思っております。私の方からはとりあえず、以上報告させていただきます。

岸座長 はい、ありがとうございます。それでは続いて黒磯市の市村さんよろしくお願ひ致します。

市村 栃木県から来た市村です。私は水稲、麦、大豆、各々15haの述べ45haを作付けしております。そのほかに、麦、大豆の付加価値をということで、麦コウジ菌を使った味噌づくりを始めております。この味噌は、昨年、天皇皇后両陛下に味見をしてもらって大変お褒めの言葉を頂き、献上した味噌でございます。家族中心の経営で、両親、息子夫婦、孫2人の8人家族が一つの屋根の下で楽しく暮らしているところでございます。臨時雇用、そして仲間との共同作業を取り入れながら、ここまで規模拡大を進めて参りました。

農地の流動化についてですが、農業公社、農業委員会等では我々担い手に農地の集積を推進しているところですが、なかなか軌道に乗ってこないというのが現状です。私はもっともっと早く流動化が進むものと思っておりましたけれども、まだまだ土地への愛着心があると申しますか、土地が動くというときには、高齢化の世帯で機械が壊れたり、あるいはどちらかが働けなくなったときに農地が動いているのが現状です。しかも近所に農地を集積するということは大変難しいで

す。というのは昔ながらの「隣に蔵が建てば腹立つ。」というような感じで、そんなもんですから、例えば近所に農地を売ってもいい、また貸してもいいというような話を聞いて、農業委員会等で問いあわせてみますと、もう既に借り手、買い手が決まっているというのが現状です。そのようなものですから、黒磯は、認定農業者が200人を越すような状況でございますが、認定農業者になっても何のメリットもないというような声が出ています。それは、やはり農業委員会等が土地をどうしたというような話を持ってくるのが理想ですが、何せ農業委員会に行くまでにはもう決まっているというような状態でございます。

また、農地の売買にかかる税（譲渡所得税、不動産取得税、登録免許税）についてでございます。世界的に食料が大変不足してきていると聞いています。また、最近では異常気象でドイツや中国では、洪水で農作物に大きな被害が出ております。こうした状況で、将来にわたって国民の必要とする農産物を確保するためには、耕作が目的でない農地取得はさせないということが必要だと思っております。こまめに手をかけてやらないと農地はすぐに荒れてしまうと、また一度荒れますと元に戻すためには数年かかるというのが現状です。農地を適切に守るためには、経営者イコール農作業従事者でなければ大変じゃなかろうかと思っております。工業、不動産業を営んでいるような会社に農地の取得を認めた場合には、農地が適切に守られるかどうか大変不安です。今騒がれているように、牛肉偽装事件のように、会社のためなら、会社の儲けのためなら悪いことでも平気でやるような、そんな考え方、モラルのない会社に農地を取得させてしまったら大変だと思っております。採算が合わなければ簡単に耕作放棄したり、また他へ売ったりする可能性が多いにありますので、その辺を一つよろしくお願ひしたいと思います。担い手の不足や農業経営の法人化はこれからもますます続くでしょうが、その対応は耕作者主義の役目の中で農業者が知恵を出し合って、お互いに共存できるような立場を築きあげることが非常に大切かと思っております。

また、都市住民の農地取得が大変話題になっておりますけれども、都会の人が農業に関心を持って歩み寄ってくるのが地域の活性化にもつながって大変よいことだと思いますが、農地が農地として活用されるかどうか、そのことがポイントだと思います。都会の人が憧れだけで農業を始めた場合、想像以上に手間がかかり、経営的にも厳しい現実を突きつけられ、耕作を続けていくことが難しくなる可能性があります。新規就農のための研修を十分に行い、借地での実績を積んだ後に農地取得の道を開くなど、慎重に考えていってもらいたいと思います。以上で終わります。

岸座長 どうもありがとうございました。それでは次に、カゴメ株式会社の佐野さん、どうぞよろしくお願ひ致します。

佐野 今、お隣の市村さんの方から企業が農地を取得するということにつきましてのコメントを頂きまして、どういうふうにお話しを切り出そうかなと思って、ちょっと考えているところでございます。まず、お手許の、農林水産省の方からご用意されました資料に、民間出資型というふうにございますが、この資料をお作りになられたのが多分半年ぐらい前だと思います。それから少し変わっているところだけご説明を致します。現在、従業員が7名に増えました。ピーク時には、農作業を委託して頂いている方が60名ほどございました。一作目が終了致しまして、右にございますトマト生産計画、平成17年度目標2億8千9百万円に対しまして、初年度、2002年に、約2億6千万円の売り上げの実績をたてられました。そういう意味で、農業生産法人（有）世羅菜園の経営は、ほぼ営農計画どおり、若干それを上回るペースで無事に一作目は終わったということで、私も内心ホッとしておるところでございます。ここには書いてはいませんが、カゴメと、農業生産法人（有）世羅菜園と、私ども食品産業との関係の中で、出資及び技術提供ということだけになっておりますが、現実には農林漁業金融公庫様からL資金をお借りしたし、短期資金につきましてはのある種のファイナンス上のお約束といいますが、責任というもの的一端を私どもが担うという形で、現実には事業の立ち上げが行われたということ、連携という意味の中で、一つ追加をさせて頂きたいと思ひます。

それから、三点ほど申し上げたいと思ひます。申し上げます内容はここにございます世羅菜園のような大規模な施設園芸、50人とか100人とか200人を雇うような、そういうものについてのみお話しをさせて頂きまして、私どもが現在、個人の農家様ですとか、JAのグループ様ですとかと単年度で契約をして、企業と農業の連携をやっております。このことについては、全くこういった面とは違うという意味で、あくまでもそういうことをやりながら、一方で企業側のことについてお話しをさせて頂きたいと思ひます。

第一点が、法律で農外企業からの出資を10%以下に規制されているということを撤廃して頂きたいというのが、私どもの意見でございます。もちろんそれは、経営の責任を果たすことが現実問題なかなか難しいということでございますし、それ以外のいろんな法人の動きにつきましては、いろんな形で現実的な対応が可能かと思えます。やはり10%の出資制限、今までの議論の中にもございましたが、ここについての新たな展開はできるのではないかと、特にこの大規模な農業につきまして。

二点めが、こういう大規模な施設園芸農業を実施するためには、20haないし30ha程度の真っ平らな農地が必要でございます。この場合に、相当期間の賃貸借の権利設定のようなものが確保できると、企業側としては非常にやりやすい。農地を取得するというふうな希望は全く持っておりません。利用の、20年なら20年の見通しが立てば、そこに自らのリスクでアグリビジネスを展開することが可能であろうというふうに思っております。なかなかそれができにくいという状況でございますので、その辺のことは排除といえますか、できやすくなればいいかなと思えます。

最後、三つ目は、これまでの2点について現実問題として実現は難しいということになりますと、やはり国際競争という観点からも、消費者へ安全・安心なものを届けていくという観点からも、農地以外のところでやらざるを得ない。土を使わない施設園芸、ある種工場的な、工業的な側面を持った施設で農業生産をやらざるを得ない。そういう意味では農地法の規制のかからない、農業生産法人という規制のかからないところでやらざるを得ないという選択肢も、お客様に届けるためには必要だというふうなときに、これは現在の農地法の観点からどのような意味が出るのかなということについての意見といえますか、そういうことが実現できるとありがたいなというふうに思っています、以上三点お話しを申し上げました。

岸座長 大変具体的にありがとうございました。それでは次に全国農業会議所の柚木さん。

柚木 全国農業会議所の柚木でございます。お手許の方の資料の4ページから、今まで組織で積み上げてきた意見について整理しておりますので、何点かポイントだけ検討項目に即してお話しをさせて頂きたいと思えます。

一つは農地の利用集積の関係でございますけれども、先ほど経営者の方からお話しがありましたように、認定農業者等の方にできるだけ面的集約していくことが一番大事だと思っております。そういった意味での推進を、農業委員会組織としては全力を挙げてやる必要があるかと思っております。その場合に、やはりそれぞれの農地が個人的な資産ということもございまして、なかなか先ほどのお話のように農家の方だけの努力では進みにくい面もございまして、できるだけ農場型に農地を集めていくような、それを誘導していくような施策の推進も含めて対応していく必要があるのではないかとということで、ここに書いてあるような、農場型の利用集積を推進するための事業等を仕組むこともお願いしながら自らも取り組む必要があるかというふうに思っています。

それともう一つは、これまでのこの懇談会でも議論となっているようでございますけれども、いわゆる耕作放棄地が相当出てきている。また今後も相続等の中で増える可能性があるという中で、遊休農地を持っていらっしゃる方々の一定の責任というものについても、一歩踏み込んだルール化等の対応が必要ではないかというふうに考えておまして、今までは、農地を貸せば当然小作料が入ってくるということでもございましたけれども、借りてやっても採算が合わないところについては逆に費用がかかることになる。我々としては費用がかかるものについては、逆に所有者が管理責任という観点から一定程度負担をするということも含めて、検討する必要があるのではないかとこのように思っております。実際に現場でも、そういうふうな形で動いていらっしゃる農業者の方もいらっしゃるし、また、それを納得して農地を管理してもらっている農地所有者もいらっしゃる、という現実等も踏まえながらそういうところをもう一歩進めることが必要ではないかというふうに思っております。

それから市民的な農地利用のことでございましてけれども、農業が持ついろんな特性を活かして、国民的な利用ということについては前向きに考えていく必要があるというふうに思っておりますが、ただどこでもいいということではないと思っております。地域なりそういうことをする場所については特定をする必要があるかと思えますし、同時にその全体の地域なり一定の場所を管理していく管理者をきちんと定めていく必要があるのではないかとこのように思っております。そういう意味で、そういうことができる農地保有合理化法人等を核にしなが

的な農地利用を市民農園といいますか公園的な意味合いを持ちながら管理をしていくような体制をつくっていくことが必要なのではないかと考えております。その中で、新規就農としてやっていこうという人が生まれるのであれば、そういう人を支援し、育成していく道は既に開かれているわけでございます。市民利用という観点から一定のエリアと管理者を特定して対応していくことを考えていってはどうかと思っております。

また、農業生産法人等についても消費者参加型の農業生産法人がいくつか出現しておりますけど、そういったものを更に進めていく。遊休農地の解消の観点から、農業委員会等がボランティアを募集しながら対応しているような地域も少しずつ出てきていますが、そういうことを契機にしながら、もう一步進んで、そういう農業生産法人と消費者の結びつきを強化していく取組を考えたらどうかと思っております。

6ページ以降は、農業委員会の組織の話もこの懇談会のテーマにもなっておりますが、その組織活動等についてでございます。農業委員会の組織活動については、今年の会長大会で改革プログラムを自ら作り、それを踏まえた具体的な取組ということで、とりわけ農業委員さんについては各地区担当を決めて、先程来お話がありましたように認定農業者等のニーズ等をキチッと踏まえて、現場で汗をかいていくという取組に重点を置こうではないかということで進めていることを御報告させていただきます。

また、今年、第18回の農業委員の統一選挙がございまして、女性農業委員等を倍増するというような形で取り組みまして、いろんな多様な人材で構成する農業委員会という意味では一歩前へ進んできているのではないかと考えております。これから更にそういう点も強化していく必要があるかというふうに思っております。

8ページ以降につきましては、農地制度の見直しの論議がいろんな場で行われている中で、農村現場、とりわけ農業を一生懸命やっている方から我々のところにも直接電話等でこれまでの政策の方向が大きく変わってくるのではないかと、認定農業者になったんだけど、どうも先行きが非常に不安になってきたといったような声が相当出ております。我々としてはその声を踏まえて、今の検討されていることについて新聞等で極端な報道もされておりますから、その点についての懸念の表明を農水大臣にも、申し入れをしたところでございます。それから、また我々農業委員会組織自らも、現場の農業者の声を踏まえた制度の有り様について自ら検討を積み上げていくということを8ページ、9ページに載せています。今現在、農業委員会の現場から農業者の意見も踏まえた研究を積み上げておりまして、9月の上旬には全国にあげて頂くということで、10月の始めを目途に組織としての意見を踏まえた論点整理といえますか集約をしていく予定にしているところでございます。以上で終わります。

岸座長 はい、ありがとうございます。それでは全国農協中央会の松岡さんよろしく申し上げます。

松岡 全中の松岡でございます、よろしくお願い致します。資料の方は、農業委員会の後ですので、10ページからでございます。『「食」と「農」の再生プラン』の推進に対するJAグループの取組についてでございます。別途冊子があるんですけども、この『「食」と「農」の再生プラン』の提言が出ましてから、組織討議しました。私ども、民主的運営というのを協同組合の原則としまして、組織討議するんで、時間とコストもかかりますし、組織討議の功罪も一部なきにしもあらずなんですけども、組織討議を丁寧に致しました。

11ページからありますように、「経営の法人化で拓く構造改革について」ということで現状なり課題なり、そこに書いてあるような点で組織討議をしました。特に、現場の方から、今、全国農業会議所の方からもあったわけなんですけども、12年の改正での附則において、まあ5年間様子を見てみようということになっていたのが、早速にこういう議論が出てきたということで、かなり生産現場で戸惑いがあります。私どものスタッフ内であれば冷静な議論もできるんですけども、組織代表を含めると結構こういう制度問題というのはセンシティブな問題でありまして、すぐ組織が固まっちゃうみたいないところがありまして、なかなか難しいところがあって、その辺がさっき言った民主的運営の功罪の一つかと思っております。拙速な、十分な検証がないままの議論というのは非常に危険であるし、そこはちゃんと押さえるというのが、組織からの意見です。

それと一方、我が方の取組としますと、第22回の大会決議を踏まえて、いろいろ取組をやっています。JA改革が遅いというのも実は再生プラン

の中でも指摘頂いているんですけれども、13ページの のところでございますけれども、私どもJAとしまして、担い手の明確化なり、あるいは合意形成、いわゆる地域農業マネジメント機能ということの強化なり、あるいは法人支援に取り組んでいます。また、一方ではJA出資の農業生産法人という形態も、今、全国で60くらいの数まで活動している実態であります。とりあえず、私どもも反省するところがありまして、地域農業戦略総点検運動というのをやりました。これはPDCAサイクルを私ども農協の営農現場にも取り入れようということで、まず自らがインコースが弱いのかアウトコースが弱いのか高めが弱いのか低めが弱いのかということ、自らの営農の力量をチェックしようと昨年行いまして、その中でやっぱり結果として出ているのが担い手対策、ひいては農地対策が弱点という結果も出てきておりまして、これらの私どもの今の農協の営農指導の足りないところについても更に反省を活かしながら品質改善をやっていきたいなというところでありませ

す。それと、この場では特に特区の話は有識者懇談会ではどういう議論になるのかちょっと私も正確には存じ上げないんですけども、特区の話についても14ページ以降、懸念されるところということで出しているところでもあります。

それと17ページが、先般8月27日に、この秋口からの米政策検討なり、あるいは概算要求が決まったばかりですけれども、農業関連予算の確保等について全国の代表者集会を行いまして、その時に決めた決議であります。今日のこの懇談会の関連するところでは17ページの一番下の5番目でございます。株式会社の農業経営参入については、十分な検証・検討もないままに特区構想を含めて拙速な法制度の見直しを行うことは、混乱を招くことで容認できないということの決議になりました。

それと、18ページの方は、この要請集会の時の要請内容でありまして、(1)は今申し上げたとおりでございます。それと特区の方面についてもそうであります。農山村地域の土地利用については、地域住民・地権者の参加を確保した上で、優良農地が確保され、良好な地域づくりがなされる枠組みを構築することということで、かなり抽象的ではありますが、こういう要請の文章を決めたところでもあります。

総論的にこの辺で、説明を終わらせて頂きます。

岸座長 はい、どうもありがとうございました。最後に、日本農業法人協会の中園さんよろしくお願ひします。

中園 法人協会の中園でございます。資料は19ページ以降に入っております。私ども、平成11年の6月に設立されて、現在、47都道府県に1,550会員いる協会でございます。本日は特別な資料ではなくて、今まで毎年政策提案を私どもやらせて頂いておりますので、その中から本日の議題に適合するところを抜粋してお持ちしております。特にこの農地制度の議論があるからといって取りまとめた資料ではございません。農業法人の経営の現場から常にいろんな課題が出されている、それを踏まえて取りまとめた資料です。

具体的には、20ページの(5)ですが、農業経営の法人化の推進、経営体の体質強化、連携、ネットワークの構築が今後大事だろうということで、その中で農業法人間連携という視点からまとめたところでもあります。いわゆるのれん分け的な対応についてご検討頂きたいという部分でございます。ご承知のとおり、集落や市町村を超えた農地集積も進んでおります。先進的な農業生産法人がいて、隣町まで農地集積が進んできた、そこに同様の農業生産法人をつくりたいという場合、その町に既に中心となる農業者がいない、あるいは意欲がないという場合なんか、隣町の先進的な農業生産法人が出資や経営ノウハウ、販売について一定の役割を求められるというのが現状だということで、その先進的な農業法人の出資については、今現状ご承知のように4分の1、10分の1に制限されている。この制限を見直して欲しいという意見であります。

また、市町村を超えた農地集積だけではなくて、その法人に従業員として働いている若者を独立させて、のれん分けをさせたい、当人も独立したいという場合です。農外の若者ですから当然に大きな資本を持っているわけではございませんし、先ほどお話がございましたように担保があるわけではございません。そういう能力がないという場合に、既存の働いていた法人が一定の出資をし、経営ノウハウ、販売のノウハウを提供できるよう出資制限を緩和してほしいという意見が出されております。当然、支配に関する心配ということはあるかと思いますが、具体的な経営の現場から出ている意見としてご検討を頂きたいと思っております。

また、その下段の部分ですが、環境問題を背景に耕種法人と畜産法人

が連携をしていくという場合の出資のあり方、4分の1、10分の1制限をどう考えるか。例えば、個別農家と大規模な既存の法人が共同放牧場を法人化したいという場合に、出資割合をどうしていくか、また、例えば、既存の法人を含めて集落で法人化をしたいという場合、既存の法人が大面積を利用していた場合の出資のあり方というのはどう考えるのか、ご検討を賜りたいというのが各法人から出されている意見です。

この提案をまとめるに当たり会員からFAXで寄せられた具体的な意見については、21ページの下段の部分に記載しています。一番目は消費者の出資割合を拡大する必要があるということで北海道の法人から寄せられていますし、それから今申し上げましたのれん分けの問題については群馬の野菜の法人から寄せられています。会員により、また地域により、農業生産法人を設立する場合に出資という形では支援をするけれども役員になりたくない、あるいは従業員としての協力は年齢的にも難しいというようなお話しも聞いています。やはりこの辺は、今後、構成員要件等を含めて検討を頂きたい事項だと思っております。

それから、もう一点は、一般の方からもご相談を受けています。例えば、今、長男が東京へ出ているのだが、親父さんが相当高齢で、何とか自分とこの農地を守っているが、このままいくと不在地主になってしまう。何か良い方法はないかということがあります。このような場合に、地域農業をバックアップしていきたいという一般市民の理解者はいるのですが、集落営農を法人化してもこれらの者は構成員要件を満たせず、バックアップすることが難しいということがあります。検討課題ではなかろうかと考えています。

以上、のれん分けの問題と不在地主の問題、ご検討頂ければということとお願い致します。

岸座長 はい、どうもありがとうございました。今の方々からご意見を伺う前に、単純な質問がありましたら、まず出して頂けたらと思っておりますが、どうですか。まず、農業者のお2人の方へのご質問、ご意見等お願いします。

神門委員 どうも今日はありがとうございます。市村さんにお尋ねします。特に市村さんが言われた新規就農の問題ですが、土地だけでなく地力も守って欲しくないというお話し、直接言及されませんでしたがおそらく水のやりとりなんかのこともあると思うんですが、また、例えば研修を受けた後、借地農業からスタートするというのがいいんだというふうなお話しがあったんですが、そうだとすると多分、例えば大学生が農業へ就こうと思ったら、大学卒業してから2、3年くらいは研修を受けて、そうして借地で経営をやって、本格的に取り組むには5年くらいかかるといことになるんじゃないかと思うんです。何か他の形態はないのか、あるいはそれくらいかかるのは仕方ないと思ってるべきだというふうにお考えなのか、その当たりちょっとお聞かせ願えますか。

市村 先ほど申しましたように、何をやっても厳しい時代だと思うんですよ。今、リストラとかそういうふうに騒がれて、農業が見直されてきていますが、いざやってみますと、なかなか経営的にも資金的にも思うようにいかなくなるという感じがします。そうして経営的に行き詰まって農地が農地でなくなるような恐れがあるのかなと感じますので、述べさせてもらいました。

神門委員 助走期間、5年間位は必要ですかね。

市村 いや、3年もすればおおよその見当はつくと思うんですよ。

岸座長 他の方どうですか。堀口さんどうぞ。

堀口委員 お2人に質問なんですけど、お2人とも経営の法人化をお考えになっておられますよね。その場合の法人化のメリットといいますか、今の経営と違って法人化する場合の具体的なメリットをどこら辺に考えているのか、ここを一つ教えて頂きたい。

それから法人化して、農地を購入して規模拡大した場合に、新しく作った法人にその農地を所有させるというふうにお考えかどうか、それとも資産という点では農地についてはむしろ個人の形で持っている方がいいのかどうか。また、法人に農地の所有権を持たせるとした場合に、そのことが結果として後の経営の継続性ということに何か関わるかどうか、そこを少しお2人に教えて頂ければと思います。

岸座長 じゃあ、板垣さんからよろしいですか。

板垣 実は法人化は考えております。何で法人化をするのかというお話しだったと思うんですが、私の場合、実は法人化に対するメリット、魅力はあまり考えてなかったんですね。と申しますのは、法人化していない今でも、就業規則を定め、例えば休日を設定し、時間外なども設定しながら、そういったときの給料体制を仕組

んでいますので、即法人化にしてどうのこうのということは考えてなかったんです。

しかし、今、この時代は、農業者が自ら生産からマーケティングまで全部を手がけ、そして所得を増やしていくということが必要な段階である。この場合、その取り引きする相手との交渉が必要となります。その中で、あなたのところは個人なの？あるいは法人なの？と尋ねられる。どうしてですかと伺いますと、法人格を有する組織との取り引きなら、我が社の社長も取引をしたいと言うんだらうけれども、個人や、任意のグループによる栽培では誰が責任を負うのという話になって、受け入れられてもらえない。やっぱりこれは法人化を考えるべきだろうと最近では思っております。

岸座長 じゃあ市村さんに、先程来のことをお伺いして、それから二点目を後でお二人に。

市村 私のところは家族経営でだいたい延べ45ha、そして味噌加工ぐらいで、だいたい限界だと思うんです。土地利用型、稲麦大豆だけではどうしても12月から2月くらいまでヒマなものですから、シルバー人材を年間50人くらい使っているんですけども、常時雇用を確保するということはできない。味噌加工がうまくいけば年間を通した雇用ができるという考えを持っています。それで仲間2名とともに機械利用組合を作って、共同作業によってここまで来たわけなんです。それで、なぜ法人化を考えたかといいますと、やはり我々、土地利用型で経営規模拡大しますと、みんな健康なときばかりではないと思うんですよ。そのうち誰かが具合悪くなったらばったりいっちゃんという感じもするんで、そういうところで法人化をすればスムーズに行くのかなと考えておるところです。

岸座長 よろしいですか、じゃあ二点目ですね、板垣さんから恐れ入ります。

板垣 それでは二点目はですね、法人化したときに法人として農地を取得するのか、そういう話であったかと思うんですが、私は、これは取得してもいいのかな、できれば取得していきたいなと現時点では考えております。例えば、株式会社でも有限でもそうなんですけども、融資を受ける際に担保する物件がないと、融資を受けられない場合がありますよね。そういったことを考えると、やっぱり担保物件は必要ならうなあと思います。別にそれはその構成員が農地を取得して会社に貸してもいいでしょうし、誰かの土地を借りてもいいんでしょうけども、会社自体が融資を受ける場合になると担保物件が必要となるのではないかな。そのためには、農地の取得も考えていかないことには、力強い経営体というものにはなりきれないのかな、そんなことを考えています。以上です。

岸座長 市村さんいかがですか。

市村 私は平成10年から今年もそうなんですけども、農業公社の暖かい制度がありまして、5町歩ほど俵の名義で購入することになっています。それで法人化した場合には、私の考えでは他の仲間の人とともにやろうかと思っているので、そういった場合には、法人化した場合には法人の方の名義で買いたいなという感じはしています。

岸座長 それじゃあよろしいですか、はいどうぞ糊澤さん。

糊澤委員 関連するんですけども、それぞれ法人化と言われましたけど、具体的な法人の形態についてはどういうふうにお考えになっているのでしょうか。特に市村さんの場合には、もう既に機械利用組合を設立されて、おそらく一緒にというのは、組合のメンバーと一緒にということじゃないかというふうにも思ったんですけども、その場合、農事組合法人にされるのかそれとも有限、あるいは株式会社、どの形態を選ばれるのか、これは板垣さんも含めて聞きたいと思います。

岸座長 どんな形を考えておられるかですね。

市村 私の場合はそこまで考えてなくて、もう農家の主体は俵がやっていますので、俵らがやるのかなという思っています。あとの2戸も平成12年までは後継者が他の職業に各々勤めていたのですが、13年の4月から会社を辞めて農家として頑張っております。そのために利用権設定が進んでいなくて、麦、大豆の作付け地を期間借地として借りています。私の場合は前からやっていますので、9戸くらいの農家から借りているんですけど、あとの2人は30戸くらいの農家の人から借りています。だから効率がものすごく悪いんですよ。だからそういった点をこれから整理して進まないといけないのかなという感じがしています。

岸座長 板垣さんはどんなお考えですか。

板垣 農事組合法人ではなくて、もしやるとすれば有限か株式かと考えております。今は法人格を有していないわけですから、どうするのかという話になるんでしょうけれども、考え中です。例えば株式であれば、消費者も入ってこれるような会

社にしたいなあと思っています。何でそうなのかといいますと、私どもの作っている食料の位置付けを、生産者と消費者が一緒になってやっていければいいのかなと思っています。それは大言壮語するような形になりますが、量でも価格でも国内農産物は輸入農産物にかなわないのかなという気がしてならないんです。じゃあどうすればいいのか。

何で我々は生きていけるのかなと思ったら、やっぱり食料の位置付けがきつと必要なんだろうなと考えております。そういった意味では、確実に位置付けが得られるもの、それは消費者の経営参画だと思うんですね。株式についてはそういった形で消費者をも巻き込んだ法人設立ということが考えられます。先程来の資料の説明の中で全国で27の株式があるというお話がありましたが、新潟県ではまだ株式形態の農業生産法人は誕生していない。片田舎で私が株式をやるよといったときに、つい昨日まで農業委員会、指導農業士会あたりで株式の参入大反対の決議をしてきたわけでありまして、そのメンバーが私が株式をやるよといったら、これは山へでもこもらないとやっていけないかなということがあります。その辺を考えると、とりあえずは有限のかなと。有限は、その限りではないんだろうと思うんですけど、社員50人までが限界ですよ。そういった意味から考えると、私の経営ばかりではなくて、一集落一農場というものを考えられている方からみると、大変なところがあるのかなと思います。私の段階ではまずは有限かなというふうに考えていますし、でも株式になったらこういうことができるから、そういうときはこういった形に持っていきたいんだよというところまで考えていきたいと思います。以上です。

岸座長 それじゃあですね、すみませんけどあとでまた農家の方に戻りますんで、ちょっと他の方々にもお伺いしたいんで。じゃあ原田さん。

原田委員 あるいはあとの方がいいかもしれませんが、今法人の話が出てきたのでお伺いしたいんですが、板垣さんのお話の中で、神林村には有名な法人もあるんだけど、しかし法人の設立がそれほど進まないというお話がございましたね。他方で板垣さん自身はもう法人に近いような企業的な経営をやりながら、現在まで踏み切られていなかったと。これから設立されるのかもしれませんが、そのモデルケース的なものがあるにもかかわらず、そして法人化、法人化という政策の旗振りもあるにもかかわらず、株式会社は別としましても、なかなか法人化が進まない。そのことが後継者なり若い人たちの農業への就農にもネックになっているというお話があったと思うんです。そのところ、なぜそうなのかということをお伺いできればと思います。同じような問題を、もし黒磯市の方でもあるようでしたら合わせて市村さんの方からもコメント頂ければと思います。

板垣 実は、私どもの村には先ほど申し上げましたように、非常に有名な法人がございます。何で法人が他に出現してこないのかなというふうに考えてみますと、概ね兼業農家なんですね。これ全国的にそういうことなんでしょうけれども、非常に基盤整備が行き届きまして、要は単位面積当たり労働時間がどんどんどんどん下がっていく。当然、兼業にはもってこいの状態になるわけでありまして。集団転作についてもそうでありまして、集団転作についても当番制を敷きながら農作業に当たっている、例えば転作でなくても、水稻の防除についてもそうですけども、そういった形で十分対応しきれぬ。要はいろんな形で集落ぐるみと申しますか、集落営農という形で進めてこられました制度に、すっぱりとはまってしまったのが兼業農家存続型の組織であります。これが多分私どもの実態なのかなと、全国的にも多分そういったところがあるのかなと思うんです。なかなか、通年した仕事を確保したり、あるいは労働力を確保する、収入を確保するということまでいけないという現状がきつとそこにあるのかなと思っています。それは実態なわけでありまして、じゃあお前はどうか考えているんだという話になりますと、多分そういった任意の生産組織がいつまでも続くとはこれは到底考えられません。その中の組織でも、高齢化あるいは突発的な事故による経営の移譲、第三者に委譲することを余儀なくされる場合に、じゃあ誰が受けるのか、組織自体が受けてかわりばんこに管理をするなんてことは到底不可能なわけでありまして、きつとその中には核となる経営体が必要になるんだろうなと思っています。ですから、現段階では任意の生産組織については核を育成することがまず第一の急務かなと、それがないと必ずやその組織はつぶれてしまう。そんな気がしてなりません。私どもの場合は、実は集団転作という事業が始まる前から個別で専業でメシ喰いたいなということがありまして、経営に邁進してきたわけでありまして、どっちかという、そういった任意の生産組織とは経営体を異にしております。私どもの地区では、こういった任意の生産組織がかなり多いという実態であります。でありますから、勢い法人化の方向に

はむかわない。組織はあるのに法人化に向かわないとは何事だということを先ほど冒頭申し上げましたが、兼業にはぴったりもってこいの組織になっているというのが実態です。それを何とかしたいと私どもは思っておりますし、多分その中である程度の規模の参画者の方も同じように思っていると思うんです。

それを、何でそういうふうにならないかという、個人的な支援というのはなかなか行き届いていないんですね。法人化へ向けたいろんな例えば条件支援もあるでしょうし、経済支援もあるんでしょうけれども、個別経営体に向けての支援がなかなかわからなかったり、なかったりというような面がありますので、伸びていけない。そういうのが実態でしょう。

いずれにしても、その方々も兼業農家なわけですから、ずっとこのままでやっていたらそこそこメシは食える。「ダメになったときに考えればいいんだし、俺がやめるときはあいつに貸すんだ。そんなの決まっていることだ。」みたいな、そんな話をされてしまう。地域の合意形成を図ろうとしても、合意形成という言葉を出した途端に、「そんな文章にする必要はないんじゃないか。始めからわかっていることだ。当たり前のことを明文化してハンコを取りまとめるとは何事だ。」と、逆にそういう言い方で断られてしまう。これ、ご理解できないかもしれませんが、そういった実態であるのも確かです。多分原因はそこにあるかと思えます。以上です。

岸座長 市村さん何かございましたら。

市村 先ほど申したように、うちの方で法人化になっているのはまだ少ないんですけども、それをみてみますと、酪農関係が何件かと、あと野菜関係。それをみますと年間を通じて仕事があるんですね。我々土地利用型では、先ほども申しましたように12月から2月くらいまでは本当にヒマな時期になっちゃうんで、この時期になんかやることを考えないと、みんなが一致団結してということにはならず、法人化は進まないのかなという感じがしています。

岸座長 またあとで戻ることにしてですね、今度は企業代表みたいになっちゃいますが、佐野さんにいろいろご質問なりご意見なりを出して頂きたいと思えます。どうぞ。

田代委員 先ほど一企業の出資制限、10%ですね、これがクリアできないと、さきほど経営責任が果たせないというお話だったのですが、もう少しその辺を具体的にお話し頂けると。

佐野 世羅菜園に参加する前に、茨城県的美野里町で、私どもの100%の固定資産といいますが設備投資で1.3haのハウスを建設し、農業生産法人の方にリースをしています。今回、お手許の資料にあります世羅菜園は、農業構造改善事業との関連でその枠組みの中で、地域のマスタープランのもとに始めたものです。現在、第三期の、三つ目の同じような大規模なハウス事業を四国で始めておりますが、これらの取組の方法はそれぞれに違ってまいります。経営形態が違うものですから、なかなか一概には申し上げられないのですが、一般論としまして、10%以下の規制となりますと、設備投資のプランをすること、販売価格を取り決めること、資金繰りを実際にどうするのかということ、人事とか組織をどのようにするのかということ、これら企業経営の原点になる4つか5つのファクターについて、役員会でキチッとされた開かれた議論ができないということが一つであります。また、このことは、始めるときにキチッとされたプランを作りづらいということ、それから、プランを創ってから始めましても、やはり市場の環境は、3年、5年、10年の時の経過で変わりますので、その時々においてこういう状態がいいのかどうかということ、それぞれ取締役会で代表取締役の社長が経営責任を持って決めて行くことが難しく、企業経営をするには大きな足かせになってしまうということです。また、一方で、事業を進めるためには、最初に、借入れの保証という金融のリスクは負わないとスタートできない。スタート後は、市場の変化に対する柔軟な対応が必要である。しかし、役員会による企業経営というものができる体制にないと、これらのことは難しいということです。

それから1社当たり10%以下、全体で25%以下の出資制限は逆にいいますと、農外企業以外が75%出資することが必要となります。農業関係者の構成員とか役員の方がいる程度数が増えないと、投資できないということになります。実際問題としまして、直接仕事に関わらない役員の方、非常勤で名前だけというふうな方が、農業関係者として多くを出資するということとなりますと、役員会の健全性からいいますと、あまり健全ではないなというふうにも思いまして、そこが二つの理由であり、一企業の10%の出資制限があるということが、やはり企業的農業をやっていくための大きなハードルであります。

世羅菜園の場合は、販売について私どもの企業における重要性が高かったものですから、債務保証もしながらスタートができました。でも、実際には、私どもも役員会がありまして、その先には株主総会がありまして、I Rといいますが、一人一人の株主の方に対する説明責任もごさいます。企業の内部だけの経済合理性といいますがそういうことだけで物事は進められませんので、やはりオープンにしていくためには、これからどんどんこういう形を増やしていきたいんですが、そこがなかなかこれが続くと難しい、ということがございます。

原田委員 関連しまして、今のお話を理解する上で伺います。要するに出資比率が10%以下であると、株主総会での議決権の問題には直接反映しますが、他方で、取締役をどう選び、取締役会に誰がどう入り、決定権を持つかということとは直結しない。農業生産法人の構成員の制限もありますけれども、いわば会社の従業員としての取締役であれば、出資制限の問題とは別のところで機能することが可能なわけですね。そこのところがどういう構造になっているのか、ご説明頂けますか、つまり役員会がうまく動かない、うまく責任を持って判断できないというご説明であったと理解したのですが。

佐野 正直言いまして、よくわからないんですこの仕組みが。構成員要件と役員要件ということが非常にわかりづらいです。ということでキチッとした回答ができないかもわかりませんが、やはり役員会というか社長が経営の責任を持つ、その社長は、私の理解では構成員でなければならないと思うんですが、構成員は直接農業をしているか、地元に住んでいるか、土地を提供した人かという要件がございませよ。一方で、企業に籍を置きながら、例えば私どもの役員なり社員が新たな現地法人の農業生産法人の代取とか役員になれるのかどうか。県とか市で聞いたら、いやそれはできないので、会社を辞めて住民票を地元に移したらいいよと。そういうことをやってもいいけど、形だけ整えればよいということでもない。最終的には責任を持つリーダーが明確に確保できなかった。そこは株主の構成の問題と役員会の問題、そうはいいまして役員会の意思決定というのは株主の意思にある程度左右されますので、依存はされています。そういう意味で、我々からみると不透明である、そういうことになっているかどうかわかりませんが。

原田委員 わかりにくいというのもおそらく実感としてあるのかなということも思いながら聞いているんですが、現実には、社長なり取締役なり重要な意思決定をする役員会の構成は、カゴメの会社側からでている人と、そうでない人というのがどうなっているのかということですね。この資料をみますと構成員は農業者3名ですよ。

佐野 世羅菜園には、私どもから誰も役員は送り込んでいません。

原田委員 それは出資の点で、10%以下だからということですか。

佐野 出資は10%で、法人として1構成員です。3個人、1法人が構成員となっているというところが、これなら農業生産法人として認めるからということで、まあその時の、地元のご指導です。

原田委員 地元の、設立時の指導としてそういうふう聞いたということですか。そうすると、世羅菜園には役員としてカゴメからは誰も行ってないということですか。

佐野 技術的には、例えば技術の指導とか、マーケティングとかいうことで殆ど毎日のように行っておりますが、それはあくまでもカゴメの社員として指導しているだけで、そこに籍は置いていません、組織の中には、それは最初の美野里菜園も同じでございます。

田代委員 要するに法人として構成員の一員となっているけれどもその法人代表等々が実際にそこに参画をしないという話と、それと10分の1という話とは別の問題ですよ。

岸座長 他の方よろしいですか、じゃあ神門さんどうぞ。

神門委員 今の、地域からの指導ということがあったのですが、まあおそらく農協が農業委員会じゃないかと思うんですがけれども、先ほどの、まとまって平場で20haくらい欲しいという話、そういうことであるならば、農業委員会を活用すべきではないのか、地域農業のために活動するのは農業委員会の義務でもあるというふう考えるんですが、そのあたりはどうお考えでしょう。

岸座長 佐野さんいかがですか。

佐野 ちょっとご質問の意味がよくわからないんですが、この地域のことでなくて、別のところで、多くの地主の方の意向調査を踏まえて、農業公社で同意を取りまとめまして、それを私どもと長期の賃貸借契約を締結して、そこに設備を作って事業を興していく、というふうなケースがございませ。

神門委員 佐野さん自身が農業委員会などに入って行って、地域の利用計画とか、流動化とかそういったものに関与しようというお考えはありませんか。そうすべきではないかと気もするんですが。

佐野 それは今までやっておりませんし、考えてもおりませんでした。やる、やらないという意思の問題ではなくて、必要かどうかも含めて検討しておりませんでした。

岸座長 それじゃああの、時間の関係もありますから、またあとで戻りますけれども、今度は団体の方三人、これから団体の方々にご質問、あるいはご意見を少し出して頂けたらと思います。どうぞ、どなたからでも結構ですよ。よろしいですか、はいどうぞ、神門さんどうぞ。

神門委員 農業委員会の方に特に聞きたいんですけども、現時点で農業委員は、農民だけですよね。農業委員会は、農地の利用の仕方について決めるわけですけども、実際には農地のことというのは地域住民、あるいはそこへ通勤する人も関係がありますので、農民だけで農地のことを決めるっていうのは何かちょっとおかしいんじゃないのかなという気もするんです。もちろん、選任委員がいるというのはわかりますけれども、選任委員というのはまあお飾り、と言ったらちょっと怒られるかもしれませんが、そういった要素はありますから、まず、その点。

柚木 まず、選任委員のことはご案内だということでございますけれども、そういう意味では農業者だけではないということが一つ。それから農業委員の選挙権を持っている人、そして被選挙権を持っている人というのは、農地を10a以上耕作している、またはその人の同居の親族というふうになっておりますので、10a以上で、例えば兼業の方でも、当然選挙権は持つということになります。その地域で農業だけをやっている人の委員会ということではなくて、今で言えばこれだけ兼業化が進んでおりますから、そういう意味ではその地域で農地を持っていない人は別でございますけれど、ある程度農地の比重、農業の比重が少ない人の意見も相当入ってくる委員会にはなっているというふうに思っております。

神門委員 逆じゃないかという気がするんですけど。というのは、兼業に出れば、たまたま、そこそこの面積さえ持っていれば、実際には生計は隣の村でやっても、農業委員会になれちゃうわけですよ。逆に、その地域に相当深くコミットしている人でも、田んぼや畑がなければ一切農業委員会にコミットできない。そうすると、かなり先祖伝来、農地改革以来、その地域の顔になっている人だけが意思決定をしているということになりかねない。先ほどの農業者の方からも、あるいは生産法人の方からも話がありましたが、実際に今農業をやろうと思ったら、隣町との調整も必要なんであって、そうすると、今みたいに市町村だけで、たまたまそこにそこそこの面積を持っている人たちだけでというのは、かなりいびつなグループじゃないかという気がするんですが。

柚木 選任委員も含めて考えた時に、我々としてはそういうふうにはなっていないと考えます。それから、実際に選挙で選ばれた人と、選任されて選ばれてくる方々というのは、相当地域に精通された方が選ばれてきているというのが実態だと思います。もう一つは、特に今回なんかの選挙なりをみてみますと、女性の方とか、それから新規就農で入られた方とかも、相当は入られてきているのが実態になっていきます。これらは、ある意味では組織としての運動論的な面もあるかと思うんですけど、そういう取組はしています。だからあと制度論的にどうかということになれば、これだけ要するに混住化したり、地域に住んでいてなおかつ農地なり農業について非常に関心の高い方の意見をどういうふうに反映させるかということについては、議論はしていけないといけません。

岸座長 はい、ほかの方がいかがでしょうか。はいどうぞ、どなたでも結構で、はい。

田代委員 法人協会の中園さんに伺います。21ページの最初のマルの消費者の出資割合を拡大する必要という、これは要するに消費者がたくさん入ってきて欲しいということなのか、それとも消費者の出資金を拡大する必要があるというお話しなのか。たくさん消費者に入って頂きたいということであれば、出資を少なくすれば入ることができるわけですよ。その辺はどちらの、あのご本人のお言葉じゃないからわからないんですが、この意見を出された方はどういうお考えなのでしょうか。

中園 北海道の方で、300haくらいの面積をお持ちの方なんです。実際には、そういう細かい話はしていませんけど、消費者というよりも、地域の農業外の人に入ってきてほしいというニュアンスを受けております。商店の方だとか、あるいは親戚の方だとか、そういう方も一緒になって、町の農業を考えてもらいたいと

いう意識だと思えます。先ほど一番最初に申し上げました、地域の農業の理解ある方々という意味だろうと私は理解しています。

田代委員 確認なんですけれども、消費者の出資割合が4分の1、10分の1以上なければ困る、という話じゃなくて、むしろメンバーとしてたくさんの方々がコミットして頂きたいと、こういうことだと思ってよろしいですね。

中園 申し訳ありません、そこは量的なことは聞いておりませんが。

岸座長 あるいは、この方以外の方で、何かそんなような意見を出されている方がおられますか。参考になるかと思うんですけど。

中園 やはり幅広く、いろんな国民の方に支援を頂いた農業経営というものを目指す方は、意見としては多いですね。

田代委員 例えば相模原市の青空農園だとか、市民と一緒に農業法人を作って、それで耕作放棄地を復活させるだと、こういう活動もあるわけですね。確か、農家の方、6人くらいで、それに対して10何人の方が消費者といいますか都市住民の方が参加されておられます。その場合に、出資割合の要件を満たすために、農業者の方がたくさん出資をしなければならない。今のたくさんの方々の国民、地域の方々のご理解を得たいということになれば、そういうことは可能じゃないかなと思っている。別に議決権だとか出資制限とは関わりなしに可能じゃないかなというふうに思っておりますけれども。

中園 おっしゃるように青空農園さんなんかはそうされてまして、法律の制度がそうだからそれに合わせたということもあろうかと思えます。いずれにしても、今後、販売だとか農業経営の展開を考えれば、単に作るだけではなく、生産に対する理解者をどう増やしていくか、その信頼づくりが重要であり、先ほどお話しができましたように経営参画というのが一つの最終的な手段であるということ念頭に置いたご発言であらうと思えます。人、モノ、カネ、情報があれば、モノとカネというのは最後の部分、考え方としてはそういう方向性を目指している方がおられることは事実です。

岸座長 ほかの方どうぞ。はい、じゃあ本間さん。

本間委員 農業会議所とそれから全中の方に伺いたいんですけど、双方の提案の中で、あるいはご意見の中で、優良農地の確保ということをやつたわけていますが、このためにどういう方策が必要であるか、あるいは現行の農地制度を見直すとしたら、優良農地の確保のためにどのようなことをお考えかお聞かせ頂ければと思えます。

岸座長 じゃあ柚木さんから。

柚木 一つは、やはりまとまった形で利用ができるようにしていくというのが第一だと思っておりますので、そういう意味では、今、施策として進められている基盤整備を徹底するということが一番大事だというふうに思っております。それから、一定の整備をしたところについては、今度はそれをできるだけ利用をする方が効率的にできるような形でまとめていくという仕事を、やはりキチッとやっていくということ。これは権利調整を相当するようになると思うんですけど、そのところをやはり一歩踏み込んでいく必要があるんじゃないかと。それによって、いわゆる優良農地といいますか効率的な利用ができることについての活用が進むんじゃないかというふうに思っておりますけど。

岸座長 よろしいですか、松岡さんじゃあ。

松岡 私ども同様の考え方なんですけれども、優良農地確保といっても、現実的には我がJAも集落営農や農地保有合理化事業を通じていろんな取組をやって、力勝負の点もあるんですけども、総論的にいとなかなか確保できない。特に最近、法人なり大規模なところに農地集積しても、これだけ農産物価格が下落している中で、法人化したところ、あるいは大規模化したところが、育成すべき担い手の方が先に参っちゃっている状況になりまして、また、農地の出し手と受け手のタイミングのミスマッチ、規模拡大すればすればほど農地が分散するなど、ことほど左様にうまくいっていないという認識は持っています。しかし、いずれにしてもそれが今からの課題でありますので、何とかしたいと思っておりますが、やはり現場の法人化した農家なり、あるいは農協の営農サイドの人間としても苦労しています。特に、JA出資法人等であって、あるいは農協が法人化支援をしてきたところで、いわゆる土地利用型ということでやってきたところでも、今のままではメシが食えないんで、サイドビジネス的なところに手を染めざるを得ない。しかしそっちの方でまた失敗しちゃってどうしようもない事例も出てきているような現状です。

それともう一つは、今回のこの議論もそうなんですけれども、やはり新たな基本法の中でいろんな数値目標も掲げて政策推進しているんですが、そういった基

本法で定めたとおりの政策、いわゆる現状の農政展開がこういう規制緩和みたいな話とか何か出てくると、それがデフォルメされちゃう。もちろんマスコミからいろいろ報道されるというのもあるんでしょうけれども、そうしますと現場における農政の継続性とか、いわゆる基本法でいった理念のところに対する農政不信が生まれてきている。こういうことが、課題としてあります。

本問委員 基盤整備の行われた農地は、他の用途にも適しており、転用期待が生まれる。一定の農地について、転用規制を強化して、永久農地を指定するという意見についてはどうでしょうか。

岸座長 そこは農地でしか使わないんだと、そういうやりかたも一つ、まあ、ゾーニングという言い方もありますけども。そのあたりについてご意見がおありでしたら。まあ、賛成か反対かということですが。松岡さんはどうですか。

松岡 農地を農地として適正に耕すよう規制を強化するという、今の転用規制を強化することは、現実的なことなのかなという感じの印象を持っています。

柚木 ゾーニングとして合意ができれば、それは一つの方法だと思います。今、それを法的規制で全部やることについて、現実性は非常に薄い、現場の状況にしてみればそんなもんだと思います。ただ、実際には、権利移動の調整のところ、優良農地を地域で残そうじゃないとか、ここは有効利用するために認定農業者には是非とも利用集積しようとかいう形で実質的に優良農地が守られている。こういう権利移動調整の中で、実際的には進んでいるのではないのかと思います。それに、さらに新しい枠組みで、ゾーニングで、ここは永久農地だというふうには本当にできるのかどうかについては、私としては現実性は薄いと思います。

岸座長 そのほか。じゃ、堀口さんどうぞ。

堀口委員 中園さんの20ページと21ページにかかるところで、よければ団体の方からも、佐野さんからも意見をいただきたいのですが、20ページのところで、分社化・のれん分け等で新しい担い手を育成するために、出資割合を柔軟にしたらどうかという提案でございますよね。そういう意味では農業者を育てていくという視点で提案がなされていると思います。21ページのところで、50%までは別の農業生産法人に既存の農業生産法人が出資できるようにしたらどうかと。ここの持つ意味なんですけど、ちょっと、極端なんですけど、50%というのは49%なのか、51%なのか、どちらなのかが重要なポイントだと思うんですね。どちらに経営権があるのかが重要な問題になってくるのではないのかと思います。一般的には農地の転用、投機目的といった議論にかかわってくるんだと思うんですけど、それはおいて、さきほどの佐野さんのところ興味深く聞いていたんですけど、一般論としてですね、いわゆる、作られたトマトを利用する、加工する原料を購入する立場からでの出資というのは、企業としては51%のほうが望ましいというふうにお考えになるかどうかですね。この点で海外に子会社を作って、その部品を母国の親会社に持ってくる場合、価格設定をどうするのかということで、利益の移転の問題がそこでおきているわけですね。そういう意味での問題をどのように考えていけばいいのかと、ということも合わせて教えていただければと思います。

岸座長 ここからは、団体の方に限らず、全体の方々にしたいと思います。まずは、柚木さんからお願いします。

柚木 法人協会が提案されていることですね。新しい人が農業に参入する道として農業法人に就職して、そこから一定の経営、技術のノウハウを学んで、それを職業として給料をもらいながら、そこから一人立ちをするという、ひとつの経営の継承といえますか、後継者育成のシステムは大変重要だと思っています。そういう観点で、出資制限がネックになるということであれば、農地法上の話としてやるのか、経営改善計画的に、後継者育成の観点も含めて、一定の特例的な措置をとるのか、ここは、検討していく必要があると思います。我々も否定するものではなく、そういう人達がスムーズに経営の確立をしていくという観点ですね、地域の合意も得られた形で進んでいくような手法を一つ考える必要があるのではないかと思います。

岸座長 松岡さん

松岡 組織的には、こういった議論を、別に、否定するつもりもなく、おおいに議論していただければよいと思います。もう一つは、今、49%と51%の話がありましたけど、いわゆる影響力なり支配力なりの理論の整理と、そもそもの資金確保みたいなレベルであれば、私も、あんまり、スジがいいとは思わないんですけど、投資育成会社を創っての対応というの、農林水産省としても法律制定をし、私どもの系統としても、金を出しつつ仕組みも作っていますので、そのへんの対応もあるかと考えています。しかし、いずれにしても、のれん分等にしても、やはり

地域の農業者との利害調整、合意形成等の手続を踏まなければ、仮に支持されても、うまくいかないのではと懸念は持っています。ある程度の地域との合意形成なり、利害調整というものが大前提になるとというのが基本だと思っています。

岸座長 中園さんは、49%と51%はいかがです。

中園 具体的にこの意見をおっしゃった方は50%だとおっしゃっています。51%でもなく49%でもない。お互いにのれん分けした人と同等の関係でやっていきたいと言っています。もう一つの集落的な方、隣町で規模拡大をしてきた、そこで新しい法人を作りたいという議論になった方も、そう支配したい、100%出したい、51%取りたいという感じではありません。むしろ、新しい地区に、出資する方はおられるけど、そこで役員をして経営をしたいという方がおられないとか、そういう趣旨もあります。支配したいというよりも、経営権を握りたいというよりも、どう支援をできるかというスタンスの方が強いようです。

岸座長 松岡さんどうぞ。

松岡 法人等で、自分のところで、大学を卒業され、新規参入された方を育てて、のれん分ということで独り立ちさせるという取組みの円滑化を図るための措置というのは、現場のリアルなニーズであり、検討に値するのかもしれないと思っています。抽象的な議論ではなくて、現場のリアルなニーズであれば、それはそれで受け止めて、おおいに議論することが大事だと思っています。

佐野 既存の農業生産法人が新たにできる農業生産法人に出資、のれん分けすべきかどうかについて、私は基本的には、それは自由にやれるようにしていただきたい。それが49%か、50%か、51%というの、あまり基本的に問題ではありません。それは、その親となる既存の農業生産法人と、それから近隣の農業生産法人の方との、例えば、取引の関係ですとか、負担の関係ですとか、リスクとデメリットの負い方のそのスキームによって、自然と合意の上で決まるものであって、それから、それによって、健全な関係が長期に続くべきだろうというふうに思います。自由な出資を可能とする方がよいと言いますのは、例えば、世羅菜園の場合は、3ha、約2億5千万円の大きなトマト事業ですが、その周辺でトマトをやりたいという個人の農家の方や、法人化したい方で取引をきちんとやってくれば、きちんと生産し、パックして出すという要望の方があり、それをきちんと会社で購入するという関係が生まれる。そこを核にして、周りにどんどん新たな個人なり、法人の広がりができて、おおきな農業の産地の形成という発展の可能性が生まれる。農業生産法人同士のネットワーク化、地域のネットワーク化、もしくは、地域を超えたオリジナルなり、ナショナルのネットワーク化ということにも発展できる余地があるかと思っています。それから、10%の出資の話の時の取引金額のことについての堀口先生からのご質問だったと思うんですが、例えば、私ども、買い入れ側とそれから農業生産法人と、キロ300円でトマトを買う、1パック200円で取引をしますということは、現時点は、国の会計原則の連結決算の対象には今はありません。ただ、これから、だんだん相手が企業家になってきますと、当然連結ということになってきます。今は、取引をしながら、その価格は、市場の相場、もしくはコストプラス、もしくは売値から逆算したなんらかの公正な移転価格が認められる範囲でないと、国税から追徴課税をくらいますので、その範囲で我々は価格を決めています。このことと、出資、すなわち、支配、被支配の関係とは、私は、あまり関係はないのではないかというふうには思っています。

岸座長 ちょっと時間の関係もありますので、まだ、ご発言のない方どうぞ。生源寺さんどうぞ。

生源寺委員 柚木さんにお尋ねしたいんですけど、農業委員会の運営でですね、制度上は、総会や部会を公開することになっているんですけど、現実にはどういったふうになっているかについて、あるいは、それについて、いろいろな議論があれば、ご紹介をいただけないでしょうか。

柚木 公開になっています。どなたが傍聴されても構いませんが、議場の混乱を防ぐということもありますので、ひとつの大きな案件で多数の人が入ってくる時には、整理券を配って、それにより対応しています。そういうことがない所は、いつも傍聴者がいるということではないということです。

生源寺委員 佐野さんが、農地以外でやらざるをえないという選択肢もあるというふうにおっしゃっていましたが、これは、額面どおり受け取っていいのか、そういうことを通じて、いわば、制度の限界を告発するという、そういうような意味合いがあるのか、真意をお聞かせ頂きたい。

佐野 あの告発ではなくて、10年、20年という安定的な農業生産事業を行うためには、やはり、きちっとその見通しが立たないとこの状況では取組ずらいとい

うのが、今の私どもの判断です。それなら、そうではないところでやれる状況がでくれば、例えば、構造改革特区の中で、あるスキームがととのえばやれるんじゃないか、おやりになりませんかという提案を県、市町村等からいただきつつありますので、真剣に考えてみようかなということでございます。ですから、対立軸ということではなく、やはり複数のオプションの中で、一番そのときそのときのベストの判断をしていきたいと思っております。

岸座長 よろしいですか。

糊澤委員 柚木さんと板垣さんに同じことをお伺いしたいんですが。まず、全国農業会議のペーパーの5ページに、消費者参加型農業生産法人設立等への支援という項目がありますが、これは具体的に言うと、農業生産法人における出資制限を消費者に限り緩和するというようなことを具体的にお考えになっているのかどうか。それと関連しますが、最初に板垣さんが法人化をお考えになられる動機の一つとして、消費者の経営参画を考えたいというふうにおっしゃいましたね、その場合、お考えになっていることは、消費者のニーズを反映させながら、経営をしていくことが、いってみれば、食と農業の連携ということで、今後の農業のあり方ではなかるかというふうにお考えになっているんだろうと思います。しかし、例えば、消費者がこういう時期にこういうものを食べたいとか、そういう具体的な要求があって、経営参画をされて、その要求が生産者にはかならずしも受け入れられないというようなことがあった場合、どういった判断をされるのだろう。そういう心配はなさらないんだろうか。ということも含めて、具体的にお伺いしたいと思います。

岸座長 はい。それでは、板垣さんからよろしいでしょうか。

板垣 心配はしております。私が消費者も入れた中での法人化と申し上げましたのは、食の位置付けを 図るためには消費者を入れた中での生産が必要なんだろうなと思ってたんですよね。さきほど申し上げたのは、量の議論だとか、価格の議論だとかといったところから発展して行って、当然、それじゃあ輸入農産物には勝てないじゃないか、そんなんだったら、消費者も入れた中でね、消費者の力もあってこそ食料生産がなされるんだよというような形の組織を作っていきたいなあということをお願いしたんです。それで、いろんな形の中で議論をいただいて結構なんですけども、例えば、耕種農家、畜産農家、耕畜連携の中でそういった形での栽培マニュアルを消費者に提案していきますけど、生産者側から消費者側への一方的な提案だけではだめなんで、消費者と一緒に組んで組み立てていくもんなんだろうと思っております。具体的に申し上げますと、今、考えているのは、食物残さとか、畜産の堆肥だとかを使った循環型農業をできないのかなということなんです。このためには、行政による生ゴミの分別収集が必要です。現在、生ゴミは焼却場にもって行かれて、今一番問題になっているダイオキシンの発生原因となっている。そのために市町村は多額な予算を費やしている。予算を費やしなが、ダイオキシンの発生にイソシんでいるというのは、おかしいんですけど、そういった実態があります。であれば、きちんと資源を回すような形の中で食料生産をしてみたいなという発想なんです。ニーズの問題はそのあとででることかとは思いますが、私のレベルでは、まあ、そのへんの域を出ていないんですよ。

岸座長 市村さんは何かお考えはありますか。

市村 法人ということをやりたいという感じだけだったものですが、私の場合は年間を通した作業が確保されていけませんので、今後はこのことに取り組んでいきたいと考えています。

岸座長 それじゃあ、柚木さん。

柚木 消費者参加型農業生産法人設立等への支援というのには、出資制限を緩和するというところまでは含んでおりません。ここは、まだ、消費者参加型の農業生産法人、さっき田代先生から紹介ございましたけど、まだ、非常に事例が少ないもんですから、ここをまずはどんどん進めていくことが必要じゃないかということで、まあ、これは、我々自身の努力も必要なんですけど、そういうものをもっとこう進める手だてが講じられないか、もっと進めたらどうかというそういう意味合いで書いております。

岸座長 ちょっと時間を超過しています。おいでいただいた方に、あまり、引き延ばすのはご迷惑が掛かりますので、あと二人だけということにさせていただきます。それでは、まず、原田さん、それから神門さんで終わりたいと思います。大変、恐縮ですけど、質問は簡単にしてください。

原田委員 先ほどの佐野さんへの質問の続きなんですが、要するに10%という枠がどういう意味を持っているかということをお教えいただきたい。先ほどの資料

を見ますと、資本金5千万円で、3人の農家とカゴメの1人が出資者ですね、そして、役員が何人いるのか分かりませんが、その役員にカゴメからの出向者は、誰1人も入っていない。その入れない理由が10%しか出資できないからか、という問題が1つあると思うんです。他方で、この事業費を見ますと10億円の事業費で国庫補助が5億円あって、残り5億円を借りているわけですよ。まあ、これをカゴメが出したのか、銀行が出したのか、銀行から借りるとすればいずれにしろカゴメが債務保証しないとイケない、おそらくそういうことになると思うんです。そして現実に、これだけの施設を回していくノウハウもカゴメ会社の社員の方にあると思うんですよ。そういう状況にも拘わらず、役員に人を送れないため、役員会の決定を安定的に、しかも最も効率的に、長期的な視点からやれない。これでは困るから10%枠をはずしてほしい。こういう趣旨の御発言だったんですが、それが10%の枠ということと直結しているのかどうなのかという問題なんですよ。私はしていないと思うんです。例えば、法人制度の関係でいけば、4人の出資者のうち例えば農家側の2人が役員になって、更にカゴメからの出向者も農業生産法人の社長ないし取締役として役員に入っている、なんにも法人制度には抵触しないと思うんです。そうだとすると10%の枠の問題ではない、別の形で、なんかやりにくさがあるのか。ちょっとそのへんをお伺いしたい。

岸座長 佐野さん、お願いします。

佐野 2年ぐらい前に、世羅菜園を設立するときの議論は、国庫補助事業を受けるといふ事情もございまして、企業が農業に参入することについての社会的な反発ということも考え、額面どおりの立場でスタートするということにしました。それは、地域の理解、合意形成を得やすいよう、企業がどんどん進出しているんじゃないんだということを示す、企業はサポーターであって、支援をする立場であるということを示すというねらいがありました。経営の主体は、現地の農業者が農業生産法人の構成員であり、社長であるという形をとって、当時はそういう判断でスタートしました。カゴメからの出向者が農業生産法人の社長になることが可能か不可能かということについての法律的、制度的な議論は、いま考えますと、やっておりません。ただ、当時の判断としては、あの広島県も、中四国農政局を含めて、これならスムーズに行くんじゃないかなというふうな、まあ、なんといいましょうか、それは、みなさま方の、なんとなく指導というのか、ふいんきはございました。

岸座長 それでは、神門さん、どうぞ。

神門委員 板垣さん、市村さんにお尋ねします。さきほど、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会のほうが、永久農地のことについて地域の実状、地域の合意を考えれば、たぶん駄目だろうというようなお話があったと思うんですが、2人は、もちろん認定農業者であり、農業生産法人をしようとする方であると同時に、まさに地域の農民であることから、永久農地という発想に対してどういうふうにお考えか。おそらくそれと関連してくるんですが、どうも、2人とも、話の端々に、二兼農家に手を焼いているというふうな、そういったとこがでできます。たとえば、さきほど、私が、意地悪な質問をしていたんですが、農業委員会に農家以外の人間をいれるとか、そういうふうな考え方について何かもし意見があればお話しただければと思います。

岸座長 じゃ、市村さんからお願いします。

市村 認定農業者が200人程います。みんな規模拡大をやりたいんですよ。さきほど、認定農業者になってもメリットがないと言ったのは、農業委員会にいくまでに相手が決まっている、農業委員会では、書類だけ取るだけなんです。私は早くから規模拡大してきたからそれほど問題ないですが、今から規模拡大をやる人として、さきほど言ったように、30人から借りるようになっているんですよ。ですから、もっと、農業委員会でしっかりしてもらって、調整をしてもらえばいいのかなと思います。

岸座長 あのご質問の前の方の部分はですね、農地のある固まりをですね、永久農地にするんだと、あるいは、半永久的といってもいいんですが。そういったことをするのは、どうですかという質問があったんですが。

市村 それについては、私は賛成です。

岸座長 いや、2人は難しんじゃないだろうかと言ってるんですよ。それについてはどうですかと言ってるんです。

市村 それは地域によって異なると思うんですよ。農振地域は農振地域で、永久農地にしないと、やはり、いけないのかなと感じはしています。

岸座長 板垣さんはいかがですか。

板垣 永久農地については、確かに難しいところはあるかと思いますが、例えば、

減反政策、生産調整が継続されるのか、廃止されるのかによっても議論が分かれとは思いますが、地区の中でゾーニングを設定しながら、永久農地として保存していくんだということは可能かと思うんです。ただ、そう簡単にいかないということは目に見えていますけど。そういうゾーニングというシステムをうまく使えばいいのかなと思います。

岸座長 神門委員の質問は、なぜ、簡単にいかないかということ聞きたいんですよ。

板垣 簡単にいかないというのはですね、例えば、経営体というのは、東京の企業であるとすれば、1つの経営体がものすごい従業員をかかえて、ものすごい経済的な資金を動かしているわけですけど、農村部にいったては100戸いるとすれば、その100戸の地縁血縁で集落が形成されているわけですが、概ね100戸が農業経営体なんですね。今は、土地持非農家が増えましたんで、例えば、50戸になったり、60戸になったりしていますが、それにしても数が多すぎる。その中で、今できている実態というのは、農業委員会に私は農地を転用目的で売りたいんだというのがちょくちょく出で来るんですよ。そういった時点で、その地区に存在する農地が歯がかけられるようにポロポロ転用させていくのではないかという心配がある。それが一番大きな問題だと思うんですよ。でも、システム的には、ゾーニングして、やっていかなければならないのかなと思っています。

次に、農業委員に農業者以外が入ってもいいんじゃないかというご意見についてですが、それにつきまして、農業委員会の優良農地をずっと残さなければならないという主たる目的からみますと、消費者、いわゆる農業者以外の方が農業委員会に入らなければならない必要性があるのか、私は地域内で考えてみれば、今の段階ではないのかなと思っています。これは、ケースバイケースだとは思いますが、私の地区では、今のところ必要ないのではないかと考えています。

岸座長 いくら時間があってもきりがない気がしますけども。だいぶ時間が超過しましたので、本日はこのあたりで終わりたいと思います。6人の方々、大変、お忙しいところ、長い時間おつきあいいただきまして、本当にどうもありがとうございました。我々のこれからの議論の参考にさせていただきたいと思います。本当にどうもありがとうございました。それでは、今後の会議の日程、その他につきまして、佐藤課長からご説明をお願いしたいとおもいます。

佐藤構造改善課長 本日は長時間のご討議ありがとうございました。今日までの会合で検討課題についての一通りのご討議、あるいは、ヒアリングをいただいたということで、今後は、第1回会合でご案内致しましたとおり、この秋をめどに論点整理を行うという方針に沿いまして、先生方からご提示いただいた論点にも、あるいは、当懇談会でのご審議、さきほどのヒアリング内容や要望を踏まえまして、論点整理のとりまとめを行っていきたいと考えておりまして、事務局では10月までの間に、あと2回ぐらい、会合を考えているところでございます。

岸座長 先ほど、前にお願いしましたが、論点整理ですね、根本的というか、本質的といういいですか、そういった問題と、さし当たっての問題と区別して、この次一つ提出していただきたいと、あらためてお願いしたいと思います。

佐藤構造改善課長 次回の資料の提出につきましては、座長の御指摘の点を踏まえまして、区分けした形で、整理していききたいと思います。次回の、第4回の会合ですがね10月3日、木曜日でございますが、午後2時からということで、進めさせていただきますと思いますので、よろしくお願いします。場所等につきましては、後日、また、事務局の方からご連絡を申し上げたいと思います。連絡事項としましては、以上でございます。

岸座長 それでは、3回目の会合をこれで終わりたいと思います。どうもみなさんありがとうございました。6人の方、どうもみなさんありがとうございました。